

平成27年6月12日
初等中等教育分科会
于一学校作业部会
参考資料

于一学校関連資料

「チームとしての学校」が求められる背景

我が国の教育を取り巻く状況

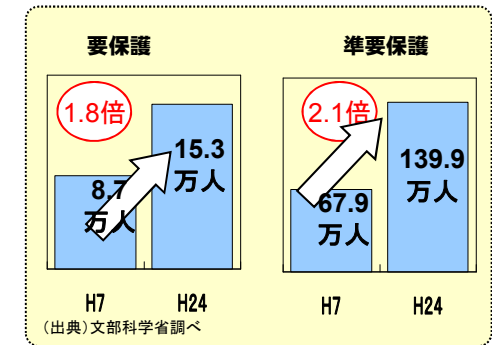
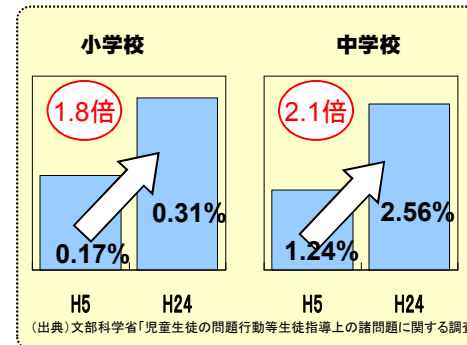
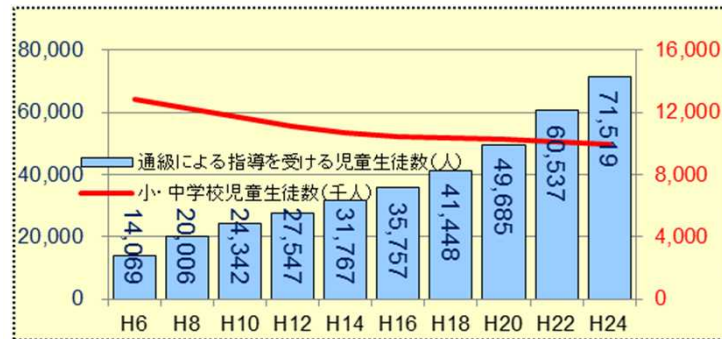
我が国の学校現場をとりまく課題は複雑化・多様化している

◎課題は複雑化・困難化している

小中学校で障害に応じた特別な指導（通級指導）を受ける子供が増加

不登校の子供の割合が増加

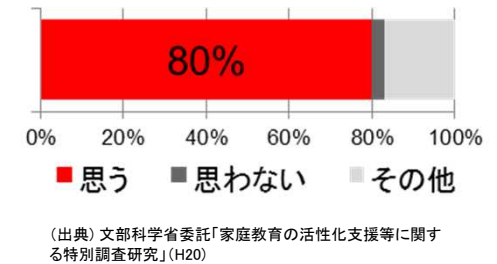
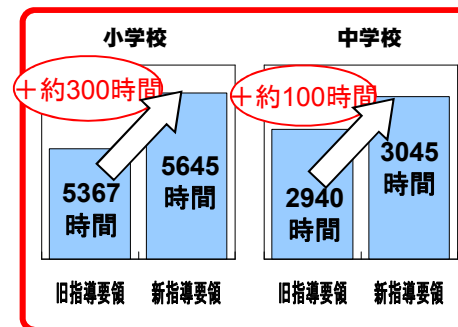
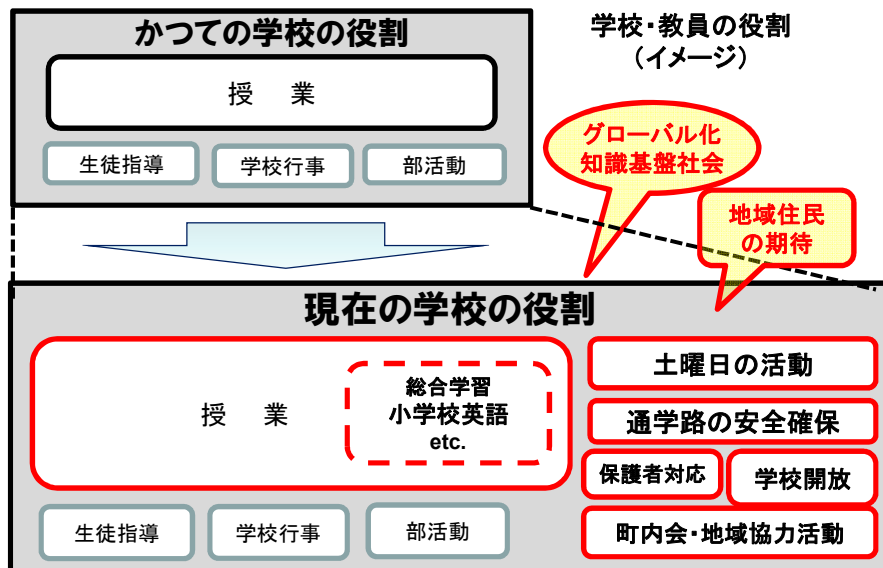
学用品費等の援助を受けている子供が増加



◎学校や教員の仕事は拡大し、多様化している

学習指導要領の改訂で授業時数は増加

8割の親が家庭の教育力の低下を実感



大部分の教員が仕事量や保護者対応を負担に感じている

教員が行う仕事が多すぎる

保護者対応が増えた



(出典) 文部科学省委託「教員勤務実態調査(H18)より作成

※欧米では、教員の仕事は授業が中心。生徒指導・進路指導の比重が少ない。

学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～

■我が国の教員の置かれている現状

1. 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。▶教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%)
2. 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。▶日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

チーム学校の推進

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・これにより、**教員は授業など子供への指導に一層専念**。



① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定):平成27年度において、**900人の新たな定数措置を実施**

チーム学校の推進 230人

- 学校マネジメント機能の強化 :100人
主幹教諭・事務職員の拡充
- 専門人材の配置充実 :100人
学校司書、ICT専門職員等の専門的な知見を有するスタッフを配置
- 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 :30人

その他の定数改善 670人

- 授業革新等による教育の質の向上 :200人
従来のような受け身型の授業から、子供達が主体的・協働的に学ぶ課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換等を図る。
- 個別の教育課題への対応 :250人
- 学校規模の適正化への支援 :220人

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 H27予算:47億円(対前年度 2億円増)

1. スクールカウンセラーの配置拡充

○小中学校の相談体制の連携促進(200校→300校)

○貧困対策のための重点加配(600校)【新規】

(スクールカウンセラーの主な業務内容)

- ・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
- ・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

2. スクールソーシャルワーカーの配置拡充

○配置数の増 1,466人→2,247人

○貧困対策のための重点加配(600校)【新規】

(スクールソーシャルワーカーの主な業務内容)

- ・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

※このほか、医療的ケアのための看護師の配置(H27予算:約330人)などを計上

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



学習サポーター H27予算:41億円(対前年度 8億円増)

○配置人数 8,000人→10,000人

(主な業務内容)

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助 等

運動部活動指導の工夫・改善支援 H27予算:3億円(対前年度同)

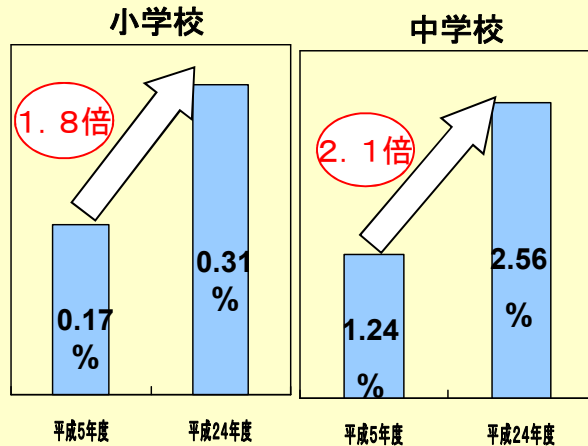
(主な事業内容)

スポーツ医・科学の知見を有する者等の外部人材の活用や研修の場の整備等指導体制の充実を図る

※このほか、理科の観察実験補助員(H27予算:3,100校)などを計上

学校現場が抱える問題の状況について

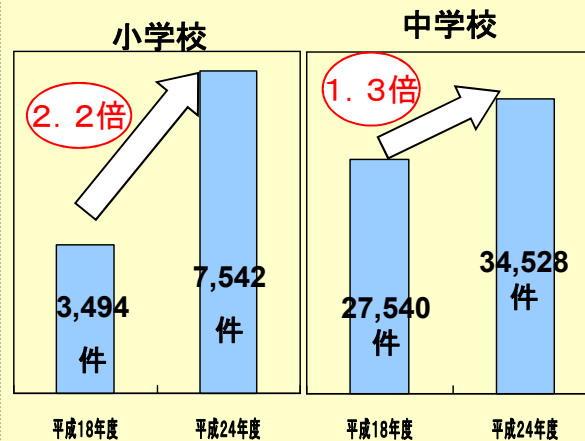
不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

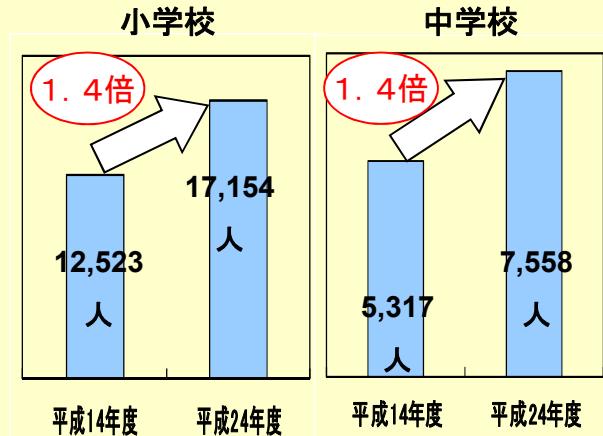
学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

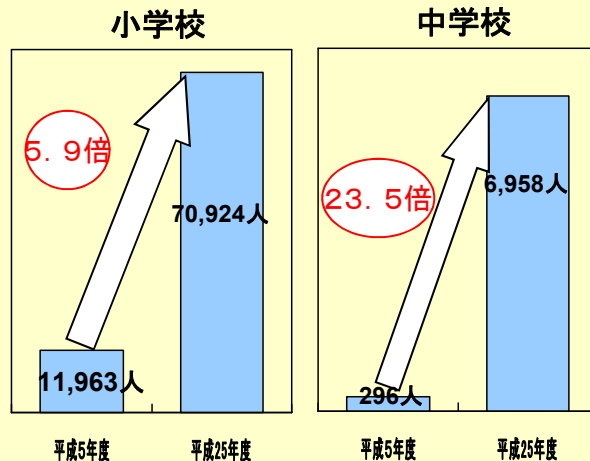
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

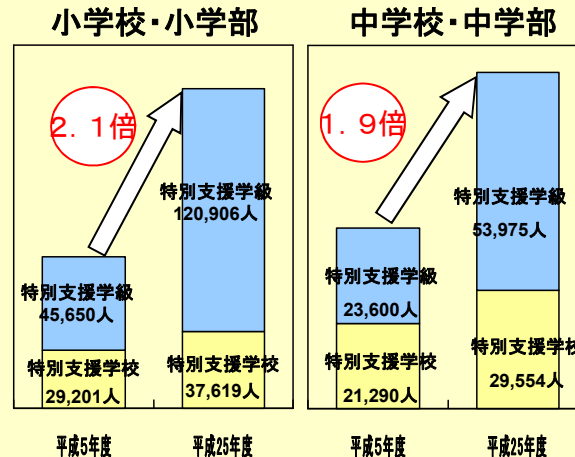
通級による指導を受けている児童生徒数



(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。
 ・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年度文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

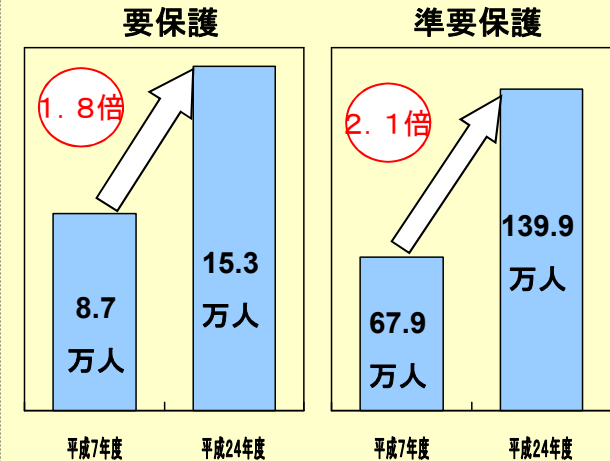
特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

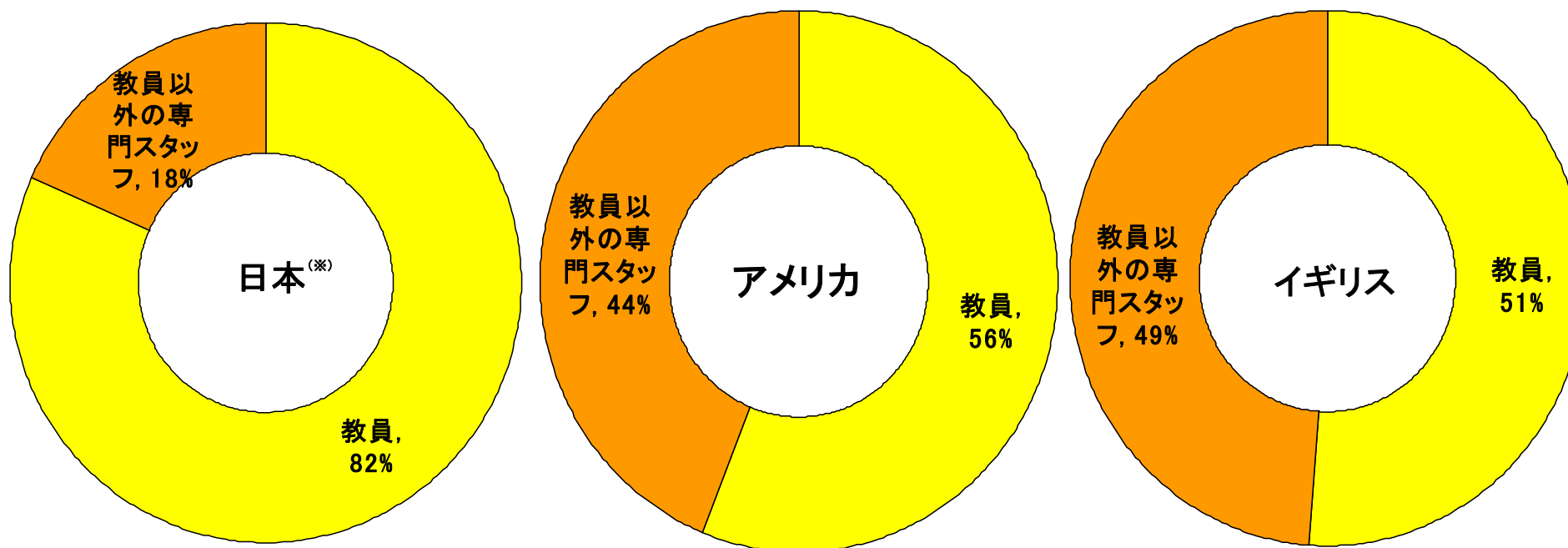


(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本調査報告書」(平成25年度)、“Digest of Education Statistics 2012”、“School Workforce in England November 2013”

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ①

●年間ベースの1ヶ月あたり残業時間

※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含んでいない。

平成18年度調査

約42時間(平日・休日)

昭和41年度調査

約 8時間(平日・休日)

●調査の概要

<調査期間>

平成18年7月3日～平成18年12月17日

※ 第1期(7月分)～第6期(12月分) 28日間ずつ6期に分けて実施。

<調査対象校>

全国の公立小・中学校のうち、地域・学校規模のバランスを考慮して無作為に抽出した学校

※ (小学校180校、中学校180校)×6期を抽出

※ 毎月調査対象校を変更(1校の調査期間は1月間のみ)

<調査対象教員>

校長、教頭、教諭、栄養教諭、養護教諭、講師(常勤)

平成18年度 教員勤務実態調査の概要 ②

●教諭の勤務日・1日当たりの勤務時間(小・中学校平均)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分
②児童生徒の指導に間接的に かかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分
③学校の運営にかかわる業務 及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分

●1ヶ月あたりの残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------

- (業務の内容)
- ① 授業、補習指導、生徒指導、学校行事、部活動・クラブ活動 等
 - ② 授業準備、成績処理、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等
 - ③ 会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等
 - ④ 保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等

文部科学省教員勤務実態調査－教諭の勤務時間

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日): **10時間22分**(うち残業時間: 1時間43分)

→項目別に見ると、

① 児童生徒の指導に直接的にかかわる業務: **5時間59分**

(朝礼、授業、補習指導、生徒指導、部活動・クラブ活動、児童会・生徒会指導、学校行事 等)

② 児童生徒の指導に間接的ににかかわる業務: **2時間2分**

(授業準備、成績処理、ホームルーム、連絡帳の確認、学年・学級通信の作成 等)

③ 学校の運営にかかわる業務及びその他の業務: **2時間6分**

(学校経営、会議・打合せ、事務・報告書作成、研修、その他の校務 等)

④ 外部対応(保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応 等): **0時間12分**

○教諭の1日当たり勤務時間(勤務日)

	第1期 (7月分)	第2期 (8月分) (夏季休業期)	第3期 (9月分)	第4期 (10月分)	第5期 (11月分)	第6期 (12月分)	平均
①児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6時間27分	2時間17分	7時間06分	6時間55分	6時間48分	6時間25分	5時間59分
②児童生徒の指導に間接的ににかかわる業務	2時間24分	1時間23分	1時間55分	2時間07分	2時間00分	2時間27分	2時間02分
③学校の運営にかかわる業務及びその他の業務	1時間43分	4時間24分	1時間31分	1時間37分	1時間48分	1時間36分	2時間06分
④外部対応	0時間22分	0時間10分	0時間06分	0時間08分	0時間10分	0時間16分	0時間12分
合 計	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分	10時間45分	10時間22分
うち、残業時間	2時間09分	0時間26分	1時間56分	1時間57分	1時間56分	1時間53分	1時間43分
休憩時間	0時間09分	0時間44分	0時間10分	0時間07分	0時間07分	0時間06分	0時間14分

○1か月当たり残業時間

1日分×20日	43時間00分	8時間40分	38時間40分	39時間00分	38時間40分	37時間40分	34時間20分
---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	----------------

文部科学省教員勤務実態調査－業務の分類

児童生徒の指導にかかわる業務	a 朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
	b 授業	正規の授業時間に行われる教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の授業、試験監督など
	c 授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備
	d 学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導（補習指導、個別指導など）、質問への対応、水泳指導など
	e 成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物の確認・コメント記入、通知票記入、調査書作成、指導要録作成など
	f 生徒指導（集団）	正規の授業時間以外に行われる次のような指導：給食・栄養指導、清掃指導、登下校指導・安全指導、遊び指導（児童生徒とのふれ合いの時間）、健康・保健指導（健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む）、生活指導、全校集会、避難訓練など
	g 生徒指導（個別）	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援など
	h 部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率（引率の移動時間を含む）など
	i 児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	j 学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会、入学式・卒業式、始業式・終業式などの学校行事、学校行事の準備など
	k 学年・学級経営	学級活動（学活・ホームルーム）、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動植物の世話、教室環境整理、備品整理など
学校の運営にかかわる業務	l 学校経営	校務分掌にかかわる業務、部下職員・初任者・教育実習生などの指導・面談、安全点検・校内巡視、機器点検、点検立会い、校舎環境整理、日番など
	m 会議・打合せ	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会、その他教員同士の打合せ・情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備など
	n 事務・報告書作成	業務日誌作成、資料・文書（調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる業務、予算・費用処理にかかわる書類など）の作成、年度末・学期末の部下職員評価、自己目標設定など
	o 校内研修	校内研修、校内の勉強会、研究会、授業見学、学年研究会など
外部対応	p 保護者・PTA対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応など
	q 地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動（巡回・見回りなど）、地域への協力活動など
	r 行政・関係団体対応	教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者（業者、校医など）の対応など
校外	s 校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張をともなう研修など
	t 会議	校外での会議・打合せ、出張をともなう会議など
その他	u その他の校務	上記に分類できないその他の校務、勤務時間内に生じた移動時間など
	v 休憩・休息	校務と関係のない雑談、休憩、休息など

文部科学省教員勤務実態調査－ 職種別平均残業時間

(校長)

平成18年度調査 **約36時間(勤務日・休日)** ※ 約31時間(勤務日)

(教頭・副校長)

平成18年度調査 **約63時間(勤務日・休日)** ※ 約55時間(勤務日)

(教諭)

平成18年度調査 **約42時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)
昭和41年度調査 約 8時間(勤務日・休日)

(講師)

平成18年度調査 **約41時間(勤務日・休日)** ※ 約34時間(勤務日)

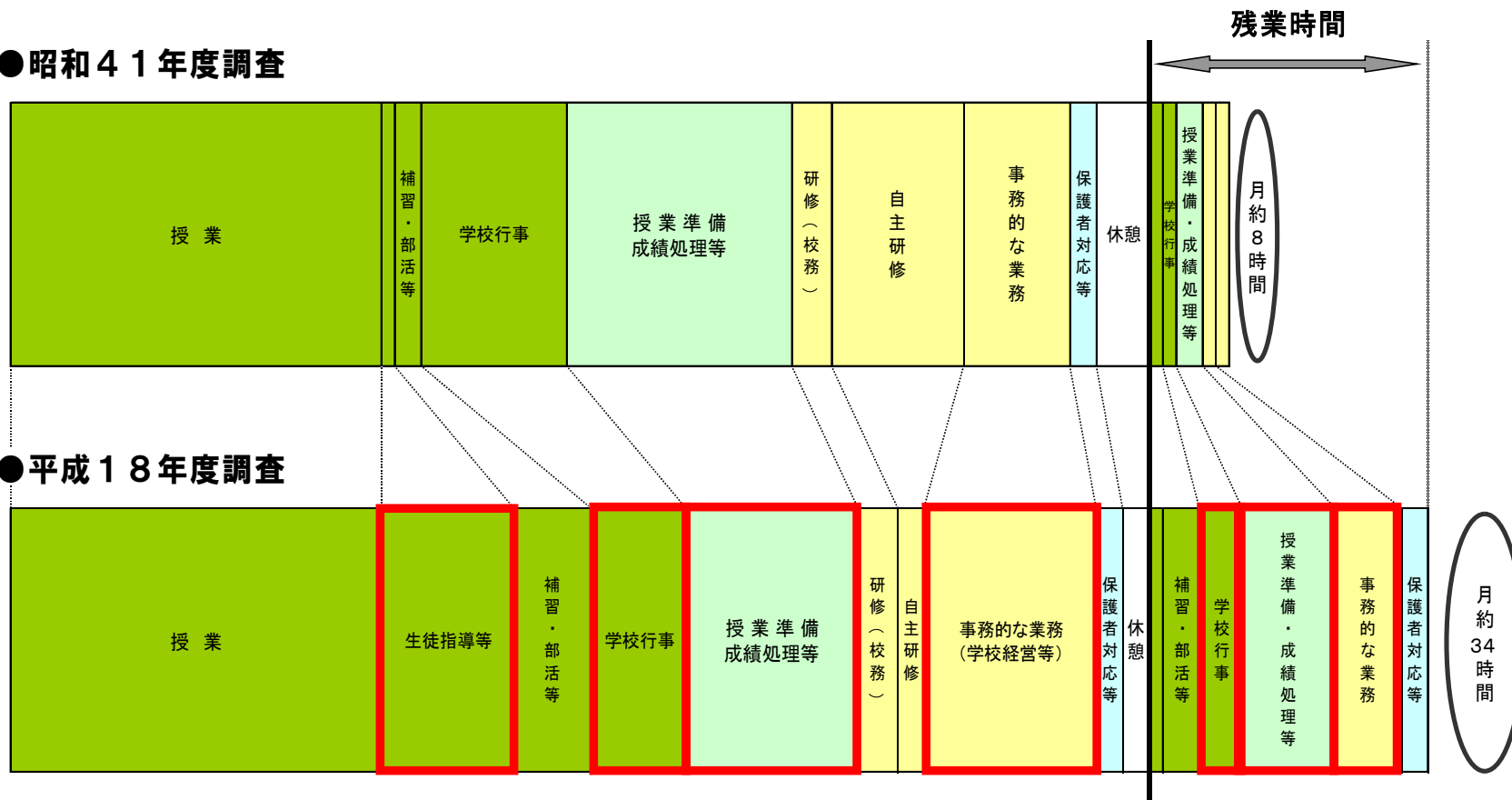
※成績処理や授業準備などの持ち帰りの業務は含まれない。

(参考)平成19年1月分 厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間所定外労働時間:12.9時間(早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等)

文部科学省教員勤務実態調査－ 昭和41年度調査との比較

●昭和41年度調査



教員が多忙に感じていることや負担に感じている業務（赤枠）

アンケート調査結果の上位の業務（平成18年度教員意識調査）

（昭和41年度教員勤務状況調査・平成18年度教員勤務実態調査・平成18年度教員意識調査）

OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント

調査の概要

○調査概要・目的:

- ・**学校の学習環境と教員の勤務環境**に焦点を当てた国際調査。職能開発などの教員の環境、学校での指導状況、教員へのフィードバックなどについて、国際比較可能なデータを収集し、教育に関する分析や教育政策の検討に資する。
- ・2008年に第1回調査、2013年に第2回調査(今回)を実施。日本は今回が初参加。

○調査対象: **中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員**

- ・1か国につき200校、1校につき教員(非正規教員を含む)20名を抽出
- ・日本の参加状況: 全国192校、各校約20名(校長192名、教員3,521名)
- ・国公私の内訳(参加校に所属する総教員数における割合): 国公立校 約90%、私立学校 約10%

○調査時期: 平成25年2月中旬～3月中旬(日本)

○調査方法: 調査対象者が質問紙調査(教員用／校長用)に回答(所要各60分)

○調査項目:

- ◆教員と学校の概要 ◆校長のリーダーシップ ◆職能開発 ◆教員への評価とフィードバック
- ◆指導実践、教員の信念、学級的环境 ◆教員の自己効力感と仕事への満足度

○参加国: OECD加盟国等34カ国・地域

アルバータ(カナダ)、オーストラリア、フランドル(ベルギー)、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ、キプロス、デンマーク、イングランド(イギリス)、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、マレーシア、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、アブダビ(アラブ首長国連邦)、アメリカ

※下線は第2回からの新規参加国

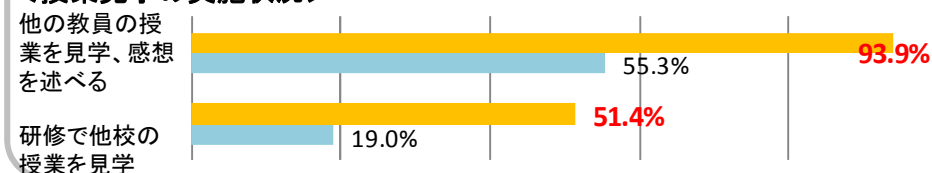
我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –

日本
参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

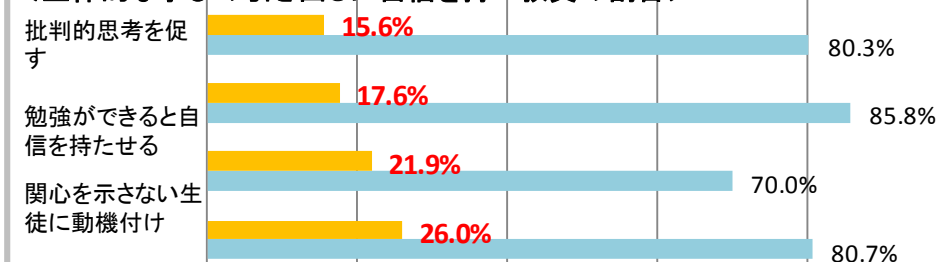
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

＜授業見学の実施状況＞



教員は、主体的な学びを引き出すことに対しての自信が低く、ICT の活用等の実施割合も低い

＜主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合＞



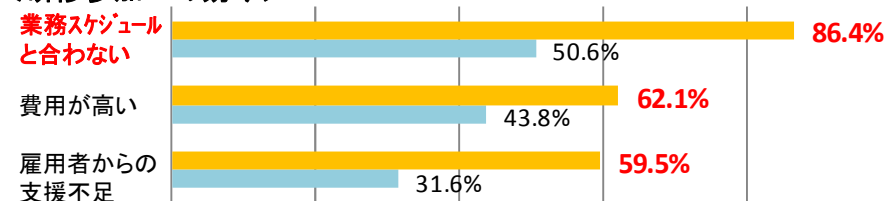
＜各指導実践を頻繁に行っている教員の割合＞

少なくとも一週間を要する課題を与える
進度に応じて異なる課題を与える
少人数グループで共同の解決策を考え出す
生徒が課題や学級の活動にICTを用いる

研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

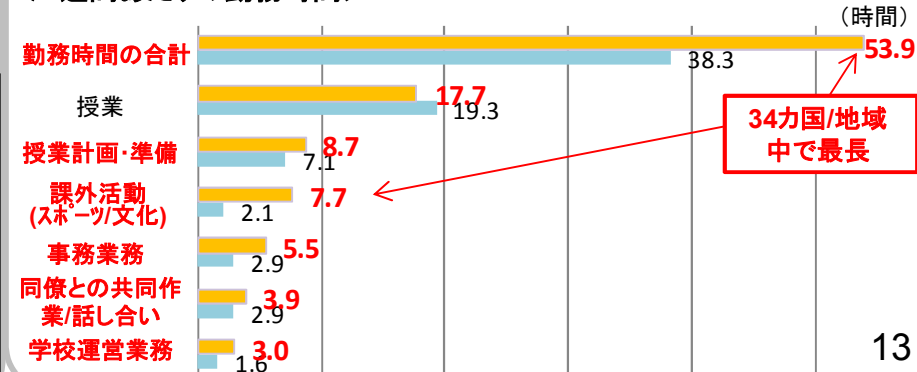
＜研修参加への妨げ＞



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い！人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

＜1週間あたりの勤務時間＞



34カ国/地域
中で最長

OECD・TALIS — 教員の仕事の時間配分について

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長（日本53.9時間、平均38.3時間）。
- 教員が指導（授業）に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度（日本17.7時間、平均19.3時間）である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7.7時間、平均2.1時間）。
- また、一般的事務業務（日本5.5時間、平均2.9時間）や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間（日本8.7時間、平均7.1時間）等も長い。

（参考）平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査

30人以上の事業所規模の月間総実労働時間：146.7時間（所定外労働時間を含む）

（参考）教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導（授業）に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」（休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間）において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

OECD・TALIS – 教員間の協力

○ 日本では、「他の教員の授業を見学し、感想を述べる」という項目に「行っていない」と回答した教員が参加国平均に比べて極めて低い(日本6.1%、平均44.7%)。

○ 一方、「同僚と教材のやりとりをしていない」(日本11.1%、平均7.4%)、「特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない」(日本6.0%、平均3.5%)、「他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況进行评估する基準を定めることを行っていない」(日本16.6%、平均8.8%)、「専門性を高めるための勉強会に参加していない」(日本18.8%、平均15.7%)と回答した教員の割合は、参加国平均より高い。

(参考)教員間の協力

	学級内でチーム・ティーチングを行っていない	他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない	学級や学年をまたいだ合同学習を行っていない	同僚と教材のやりとりをしていない
日本	34.0%	6.1%	37.5%	11.1%
参加国平均	41.9%	44.7%	21.5%	7.4%
	特定の生徒の学習の向上について議論を行っていない	他の教員と共同して、生徒の学習の進捗状況进行评估する基準を定めることを行っていない	分掌や担当の会議に出席していない	専門性を高めるための勉強会に参加していない
日本	6.0%	16.6%	3.6%	18.8%
参加国平均	3.5%	8.8%	9.0%	15.7%

OECD・TALIS ―学校における教育資源

○ 日本の学校においては、質の高い指導を行う上で、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」（日本79.7%、平均38.4%）、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」（日本76.0%、平均48.0%）、「職業教育を行う教員の不足」（日本37.3%、平均19.3%）、「支援職員の不足」（日本72.4%、平均46.9%）が「妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合が、参加国平均に比べて高い。

（参考）学校における教育資源

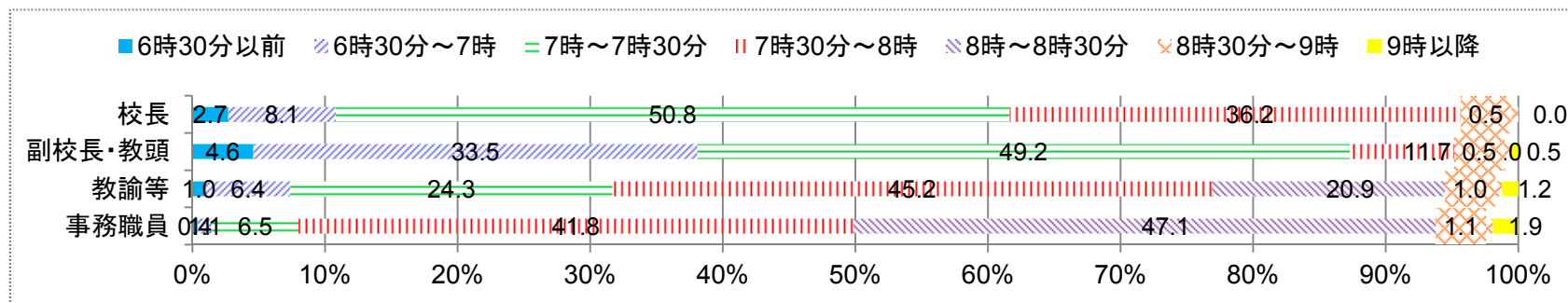
	資格を持つ教員 や有能な教員の 不足	特別な支援を要す る生徒への指導能 力を持つ教員の不 足	職業教育を行う教 員の不足	教材（教科書など） が不足している、 あるいは適切では ない	教育用コンピュー タが不足している、 あるいは適切で はない
日本	79.7%	76.0%	37.3%	17.2%	28.3%
参加国平均	38.4%	48.0%	19.3%	26.3%	38.1%

	インターネット接 続環境が不十分 である	教育用コンピュータ ソフトウェアが不足 している、あるいは 適切ではない	図書館の教材が 不足している、あ るいは適切ではな い	支援職員の不足
日本	29.8%	40.1%	40.2%	72.4%
参加国平均	29.9%	37.5%	29.3%	46.9%

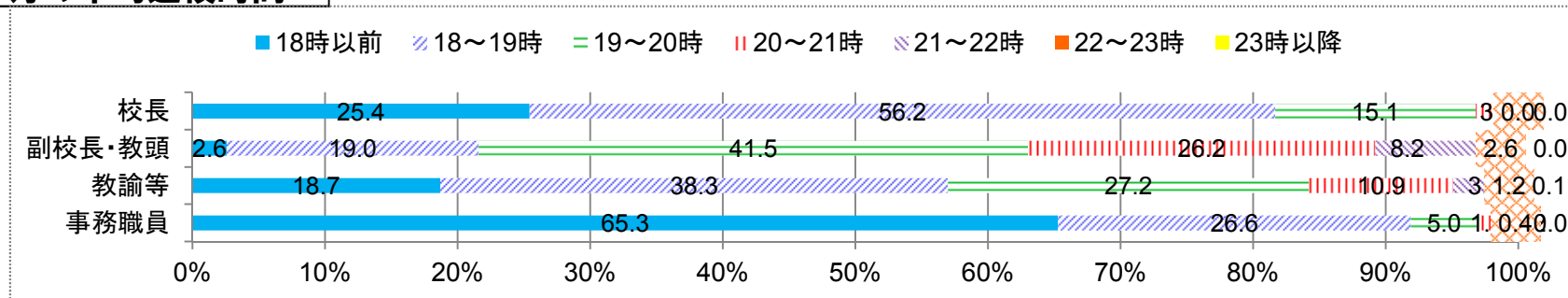
※質の高い指導を行う上で、各項目の教育資源の問題が「非常に妨げになっている」「いづらか妨げになっている」と回答した校長の学校の学校に所属する教員の割合

各職種の平均入校・退校時間等

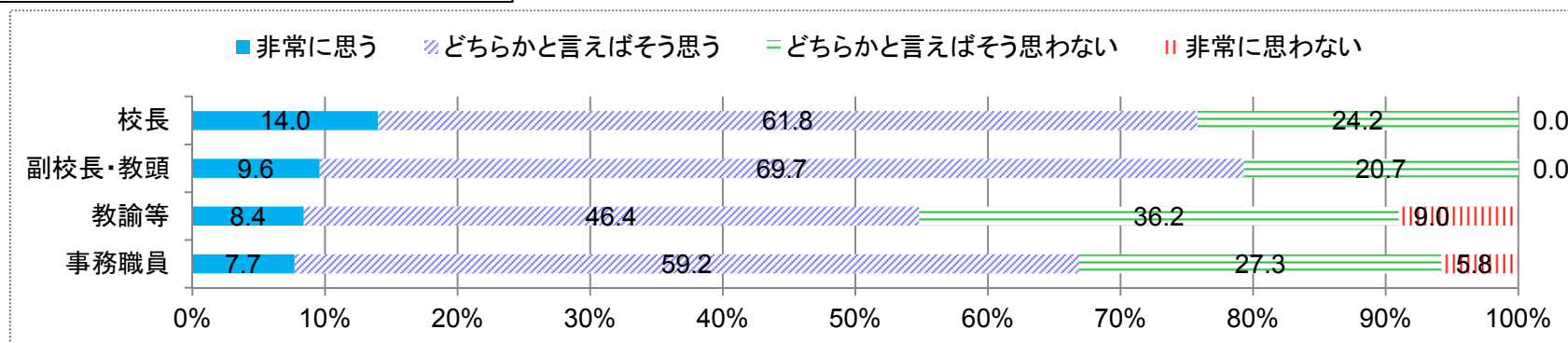
1か月の平均入校時間



1か月の平均退校時間

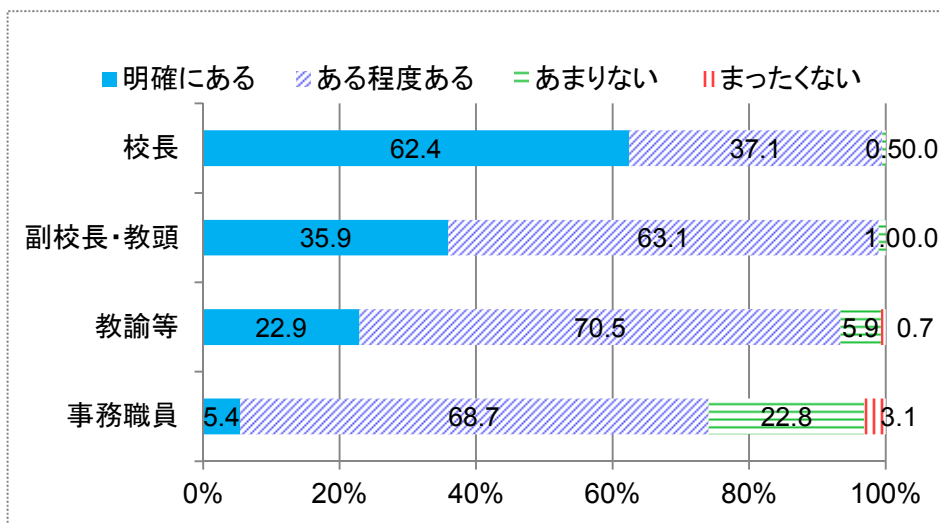


業務の効率化などの改善を図る動き

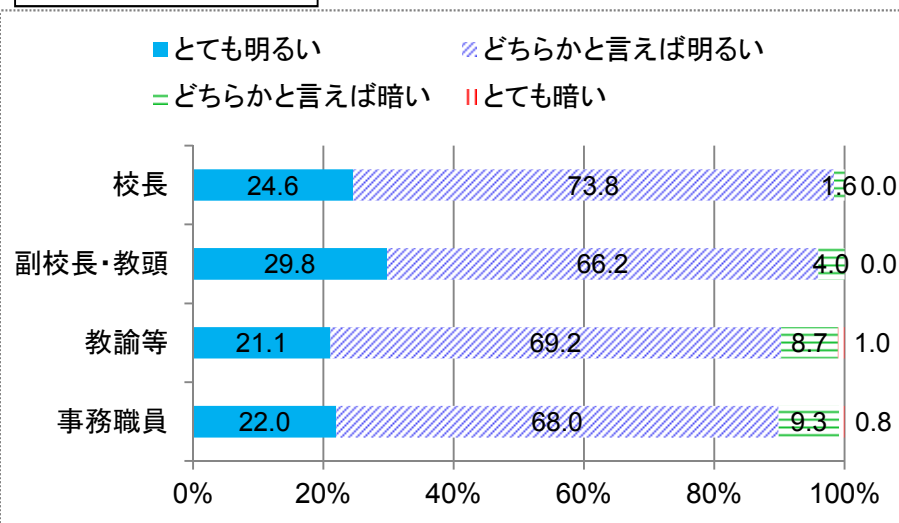


教職員の業務の特徴・職場での人間関係

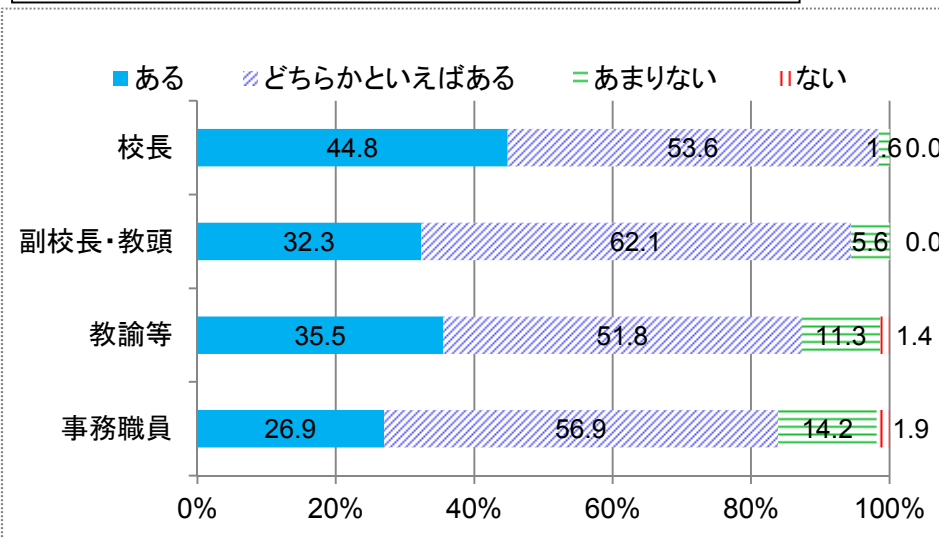
教職員としての理想像



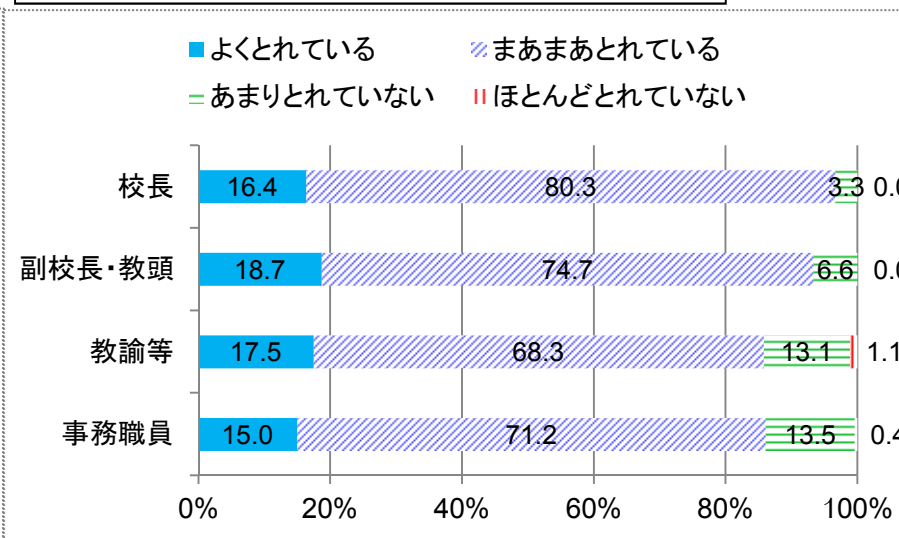
職場内の雰囲気



教職員同士で協力しあって仕事をする雰囲気



職場におけるコミュニケーションの状況



出典「平成24年度教職員のメンタルヘルスに関する調査」(文部科学省委託調査)

学校のマネジメント機能の強化

管理職や主幹教諭等に関する職務規定

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11～18 略
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

新たな職（副校長、主幹教諭、指導教諭）の導入状況

○副校長：校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。

（学校教育法第37条第5項等）

【設置県市数：44都道府県市、設置人数：3,646名】

○主幹教諭：校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。（学校教育法第37条第9等）

【設置県市数：55都道府県市、設置人数：19,742名】

○指導教諭：児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

（学校教育法第37条第10項等）

【設置県市数：23都府県市、設置人数：1,873名】

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

調査対象：人事権を持つ67都道府県・指定都市教育委員会

管理職等の数及び登用者数(平成26年4月1日現在)

	小学校	中学校	高等学校・ 中等教育学校	特別支援学校	合計
公立学校数 本校 分校<外数>	20, 357 <201>	9, 626 <81>	3, 577 <89>	924 <113>	34, 484 <484>
校長数	19, 977	9, 320	3, 540	924	33, 761
うち 校長登用者数	3, 203	1, 243	689	207	5, 342
副校長数	1, 750	900	758	238	3, 646
うち 副校長登用者数	271	141	246	65	723
教頭数	18, 640	9, 095	4, 761	1, 350	33, 846
うち 教頭登用者数	3, 272	1, 692	884	298	6, 146
主幹教諭数	9, 009	6, 224	3, 432	1, 077	19, 742
うち 主幹教諭 登用者数	1, 901	1, 204	610	215	3, 930
指導教諭数	828	529	407	109	1,873
うち 指導教諭 登用者数	215	110	75	19	419

(出典)平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

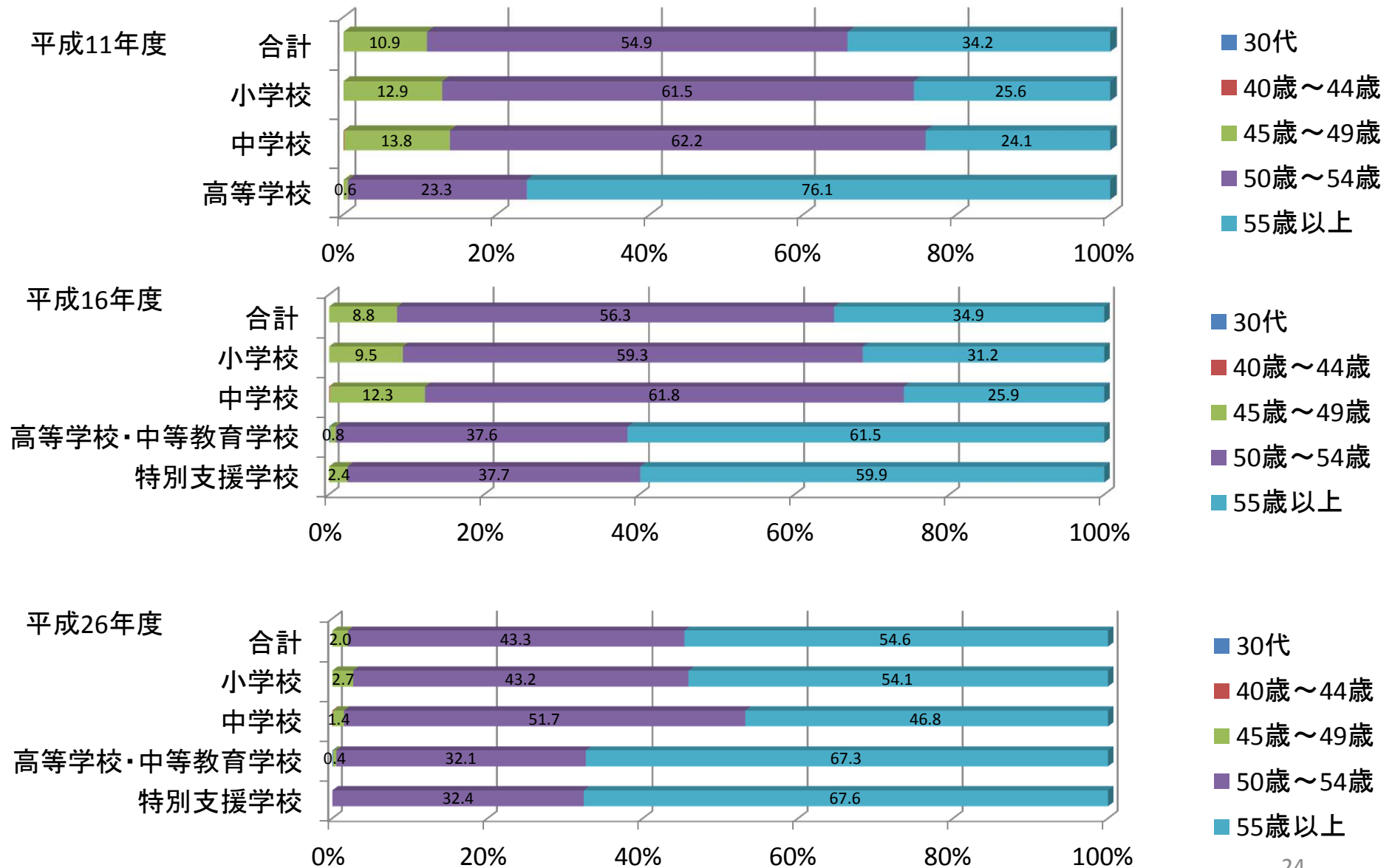
校長・副校長・教頭の登用率の推移(各年4月1日現在)

(単位: %)

校種 年度	小学校			中学校			高等学校 中等教育学校			特別支援学校			合計		
	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭	校長	副校長	教頭
11	13.2	—	12.1	11.8	—	15.8	19.5	—	18.7	21.7	—	20.8	13.7	—	14.2
16	14.1	—	13.6	12.4	—	15.1	18.3	—	15.8	19.7	—	18.5	14.2	—	14.5
22	15.4	12.3	15.9	13.8	21.9	18.1	18.6	26.2	17.3	22.6	30.5	20.3	15.5	18.4	16.8
23	14.6	15.7	14.5	12.6	16.8	17.2	17.9	30.2	15.7	20.3	29.0	19.4	14.5	19.6	15.6
24	14.9	15.9	15.5	12.7	15.9	17.0	19.1	29.5	17.3	23.3	24.1	20.7	14.9	19.1	16.4
25	15.1	15.8	16.1	13.5	19.8	18.1	19.9	36.4	18.7	23.0	30.4	22.8	15.4	22.0	17.3
26	16.0	15.5	17.6	13.3	15.7	18.6	19.5	32.5	18.6	22.4	27.3	22.1	15.8	19.8	18.2

校長の年齢別登用状況の推移

(単位: %)



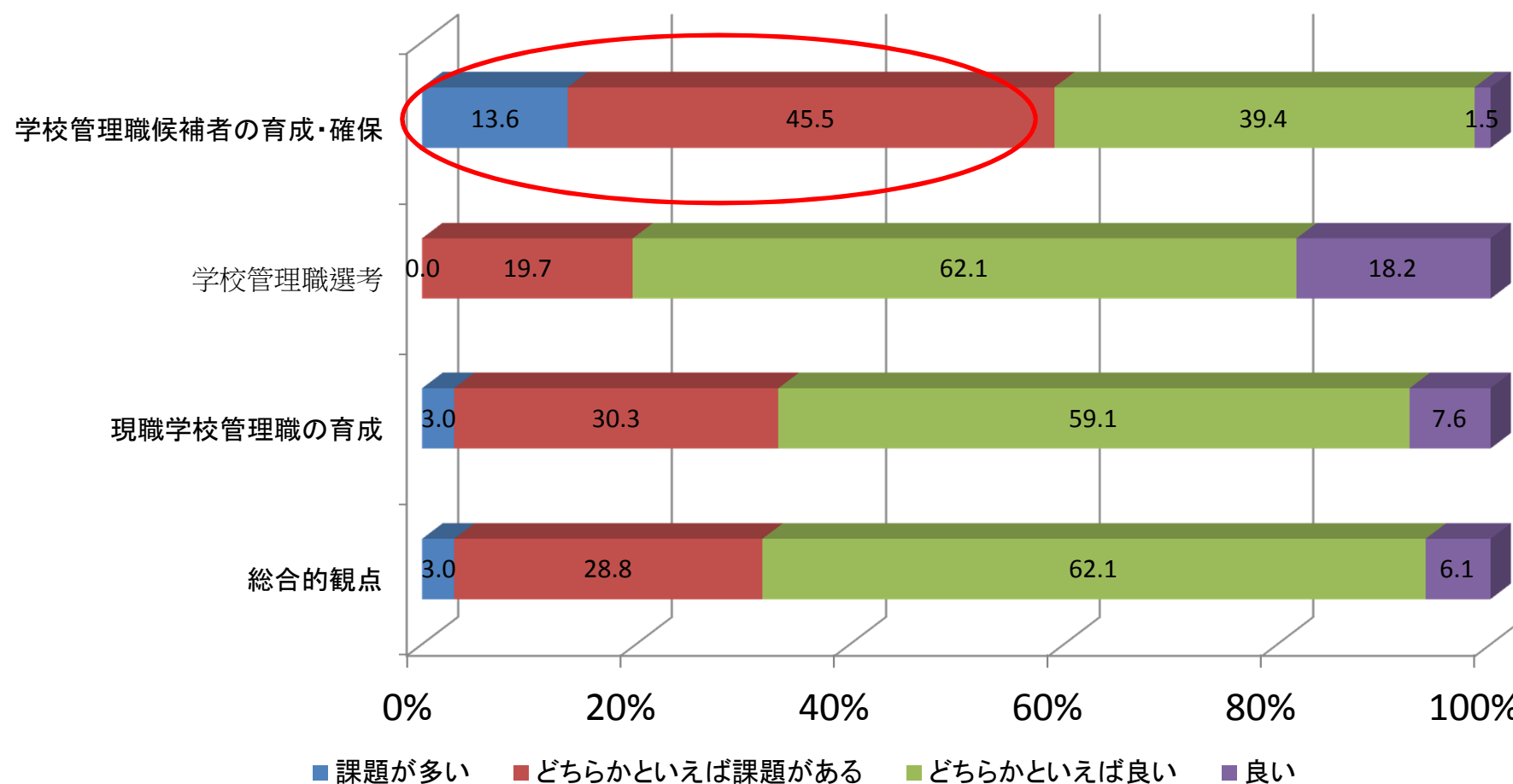
(出典) 平成25年度 公立学校教職員の人事行政状況調査結果(文部科学省)

校長等登用者の直前の職

登用直前の職歴	校長 登用者数	副校長 登用者数	教頭 登用者数	主幹教諭 登用者数	指導教諭 登用者数
副校長	623 (115)				
教頭	3,445 (649)	279 (45)			4
主幹教諭		325 (73)	1,534 (278)		28 (7)
指導教諭			56 (23)	392 (171)	
教諭		60 (8)	2,951 (516)	3,257 (1010)	368 (169)
養護教諭			3 (3)	104 (65)	3 (3)
事務職員	3	1	8 (2)		
その他の教育職員	27 (4)	1	19 (4)	4 (2)	2 (2)
教育委員会事務局 職員	1,190 (130)	57 (9)	1,535 (283)	171 (36)	13 (6)
その他	54 (4)		40 (8)	2 (1)	1
合 計	5,342 (902)	723 (135)	6,146 (1,117)	3,930 (1,285)	419 (187)

(注) ()は、登用者に占める女性の人数

学校管理職育成のプロセスの各ステージにおける評価

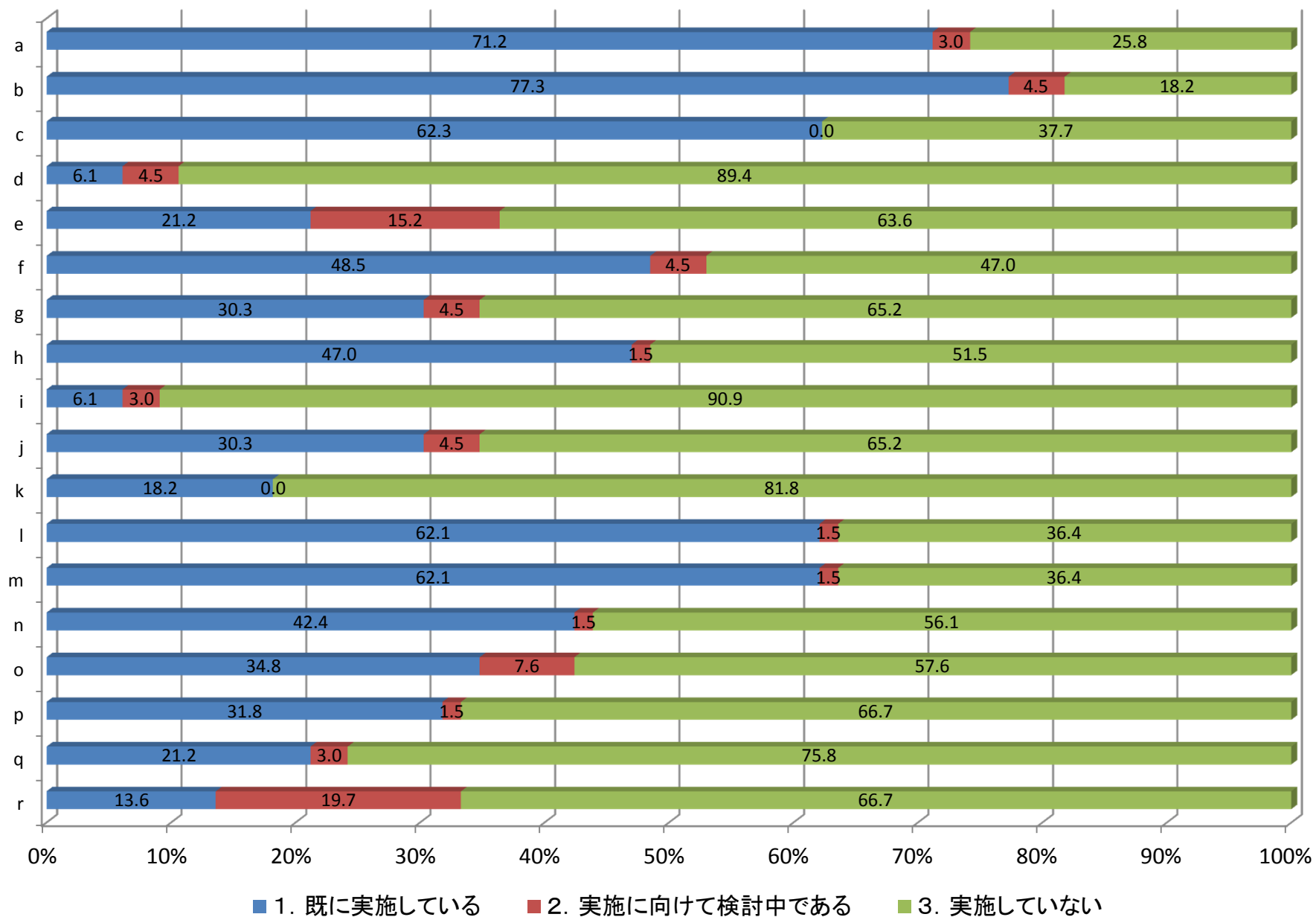


※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職育成の現状と今度の大学院活用の可能性に関する調査報告書(平成26年3月 研究代表者 大杉 昭英)

学校管理職候補者の育成・確保の手立ての実施状況

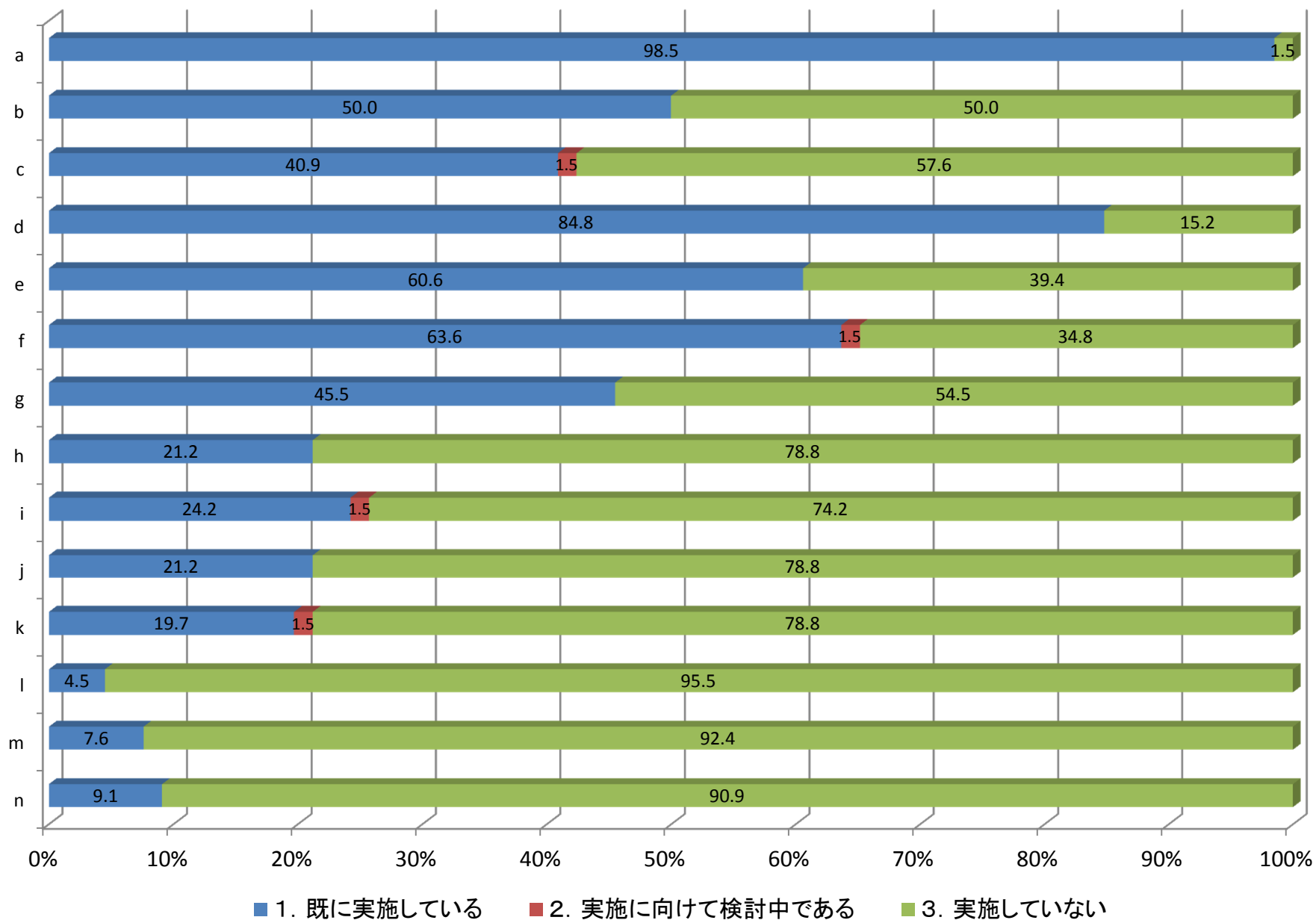
a.学校管理職選考の在り方に関して現職学校管理職へ積極的に周知徹底を図り、協力して学校管理職候補者を育成する体制を作っている
b.将来の学校管理職育成における、自らの役割の重要性を現職学校管理職に向けて喚起する働きかけを行う
c.市区町村教育委員会と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
d.処遇の改善を図ることにより学校管理職の魅力を向上させる
e.勤務負担軽減や学校管理職の権限を拡大することにより学校管理職の魅力を向上させる
f.有望な学校管理職候補者を選びセンター等で研修を行う
g.有望な学校管理職候補者を選び大学院派遣研修を行う
h.有望な学校管理職候補者を選び派遣研修(大学院を除く)を行う
i.学校管理職選考試験受験の条件として特定の研修を指定する
j.研修において有望な学校管理職候補者を見極めるため、教育委員会として組織的・計画的な取組を行う
k.有望な学校管理職候補者を優秀な校長在籍校へ異動させて育成を行う
l.有望な学校管理職候補者に主幹教諭等のいわゆる「新たな職」の経験をさせて育成を行う
m.教職員評価を通じて校長と有望な学校管理職候補者についての情報共有を促進する
n.有望な学校管理職候補者を選び、異動を通じた育成・評価を計画的に行う(例えば、教育委員会による適切な支援の下で課題校を経験させる等)
o.任用資格の変更により受験者層増加を図る
p.いわゆる民間人校長(学校教育法施行規則第二十二條の規定に基づくもの)の導入を図る
q.「教育に関する職に十年以上あつたこと」という条件で任用される校長(学校教育法施行規則第二十二條の二の規定に基づくもの)の導入を図る
r.校長の定年延長、再任用を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

学校管理職選考の手立て

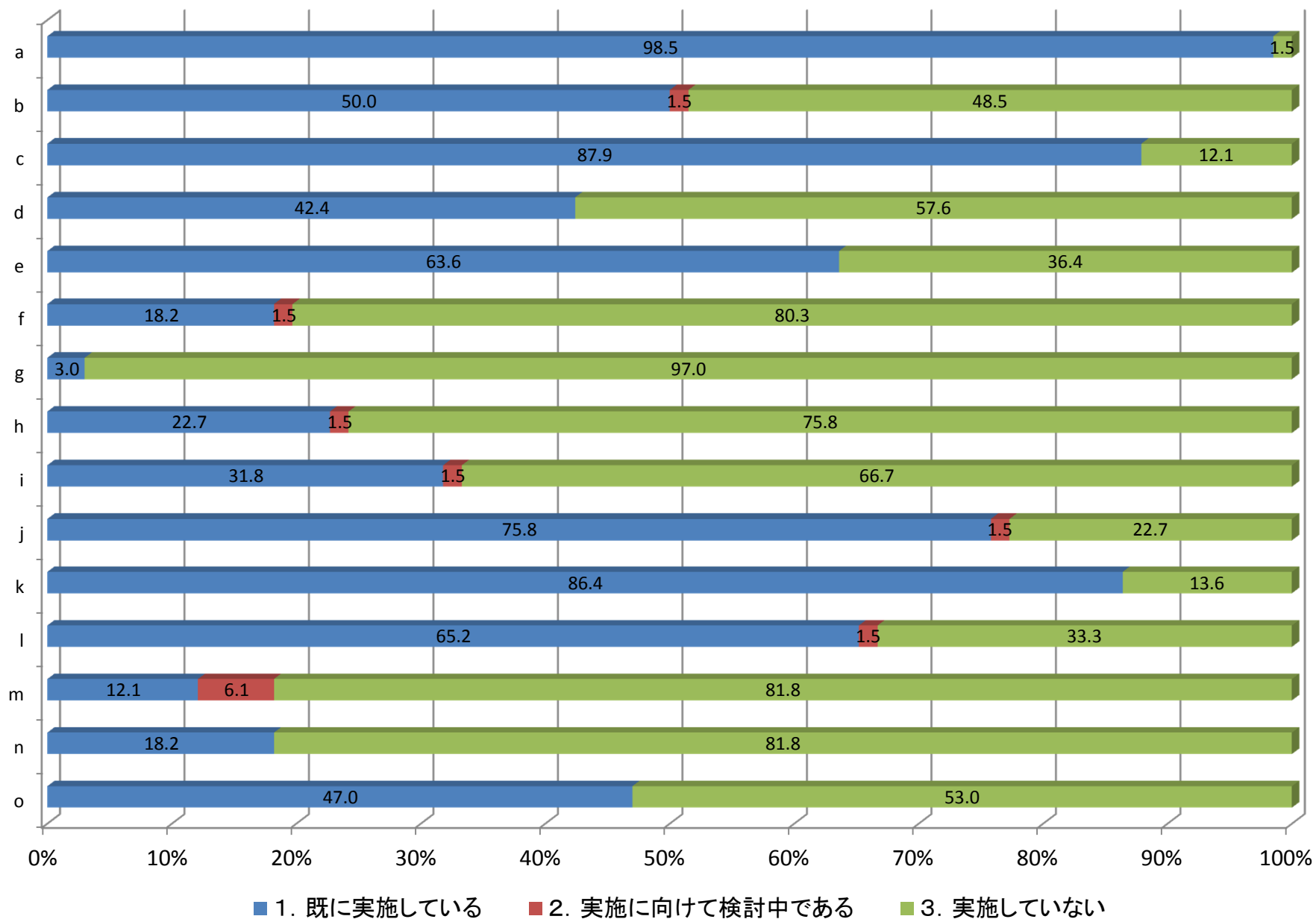
a.学校管理職選考試験を実施する
b.学校管理職選考試験の出願に際して推薦制を導入する
c.学校管理職選考試験の出願に際して自己推薦制を導入する
d.勤務実績を合否の判断材料とする
e.研修履歴、研修における取組等を判断材料とする
f.校長推薦書等を合否の判断材料とする
g.実績報告書(受験者が作成)などを合否の判断材料とする
h.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長)を行う
i.学校管理職選考合格者に対する任用前研修(民間人校長を除く)を行う
j.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長)を行う
k.学校管理職選考合格者に対する着任前研修(民間人校長を除く)を行う
l.学校管理職選考合格者に対する大学院派遣研修を行う
m.学校管理職選考合格者に対する派遣研修(大学院を除く)を行う
n.選考試験とは別の任用審査の実施を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

現職学校管理職の育成の手立て

a.任用初年度に新任学校管理職研修を行う
b.任用初年度以降、複数年にわたる連続した学校管理職研修を行う
c.新任か否かを問わず学校管理職全員を対象とした研修を行う
d.学校管理職登用後の派遣研修を行う
e.新任学校管理職に対して教育委員会等が訪問指導を行う
f.学校管理職を支援するための外部アドバイザー制度を設け、支援を行う
g.統括校長等の配置により学校管理職に対する指導助言を行う
h.学校管理職向けの業務遂行に関するガイドブックの作製・配布をする
i.他県の事例も含めて学校管理職の先駆的実践の紹介・共有の促進を図る
j.行政主催の校長会等の開催による情報伝達を行う
k.校長会等の独自の運営による校長会等における情報共有の支援を行う
l.民間企業の経営者等を研修会で活用する
m.大学の研究者と連携した現職学校管理職研修の開発・実施を行う
n.教育委員会に学校管理職の学校経営の指導を行う専門ポストを設け支援を行う
o.降任制度の積極的活用による質の保証を行う



※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)

管理職着任前研修・任用前研修の有無について

類型	自治体数	比率
着任前・任用前研修のどちらもおこなっている自治体	3	4.7%
任用前研修をおこなっている自治体	3	4.7%
着任前研修をおこなっている自治体	11	17.2%
着任前・任用前研修のどちらもおこなっていない自治体	47	73.4%
合計	64	100.0%

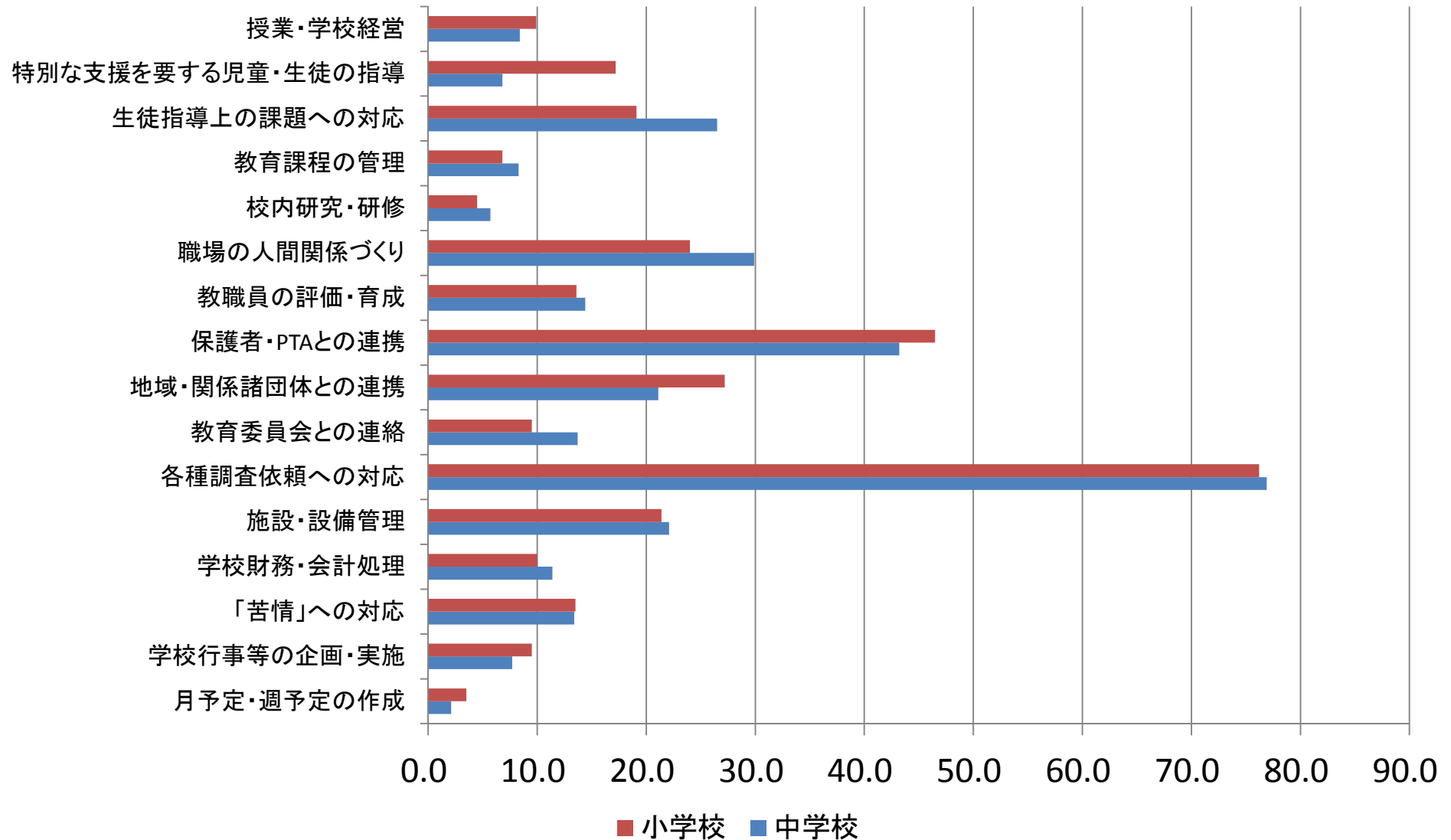
※都道府県・指定都市教育委員会を対象に調査(n=66)、未回答2

※任用前研修とは、学校管理職選考試験合格者が任用決定前に受ける研修のことを指し、任用決定者が着任前に受ける研修のことを着任前研修として調査

(中学校)校長の仕事の時間配分

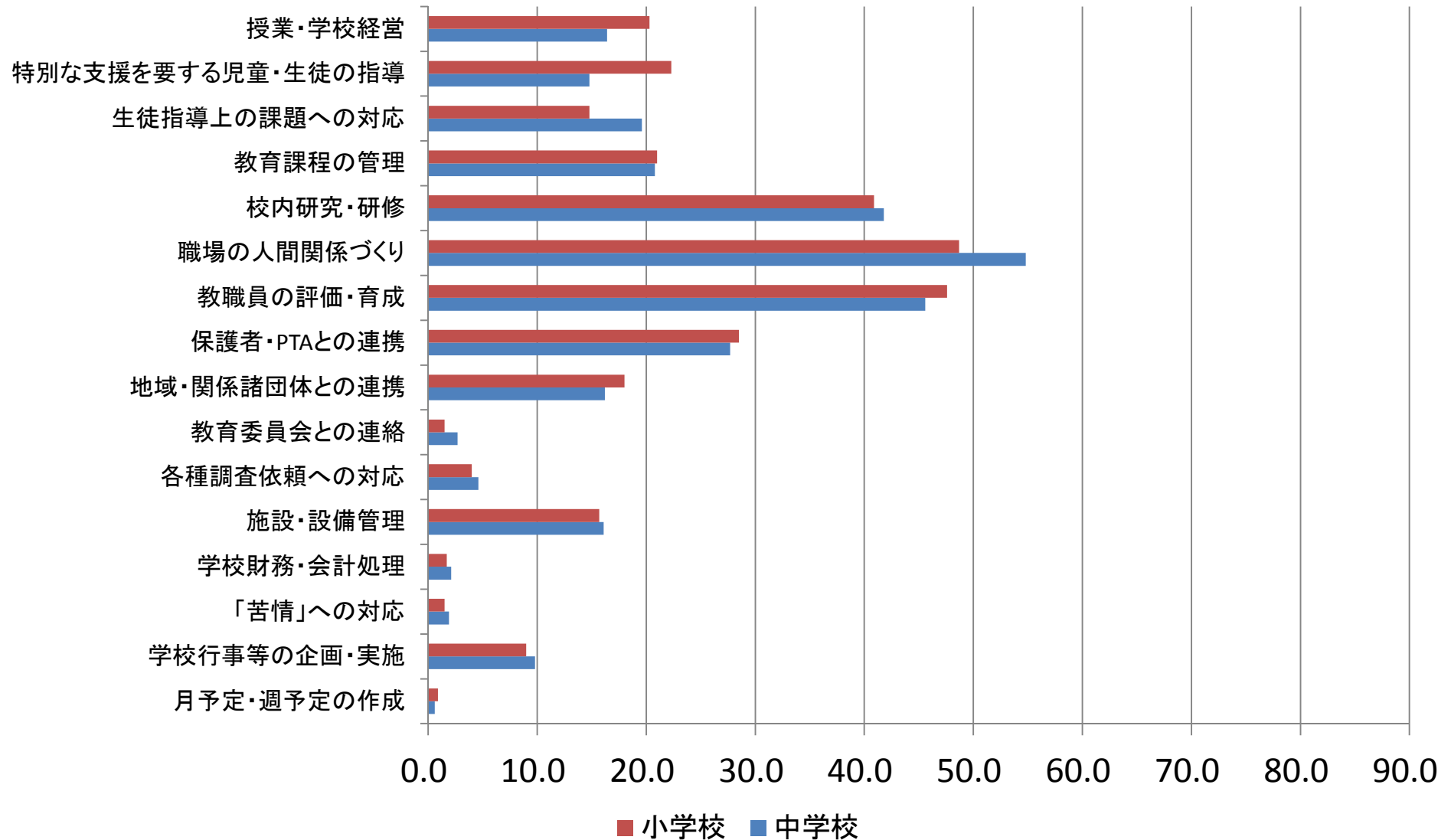
参加国平均	日本	校長の仕事のカテゴリー	補足事項
41. 3%	35. 6%	管理・統括に関する業務や打合せ	人事管理、規則管理、報告、学校の予算管理、日程や学級の編制、方針の立案、リーダーシップ・統率活動全般、国や自治体関係者からの要請への対応を含む
21. 4%	25. 2%	教育課程や学習指導に関する業務や会議	カリキュラム開発、授業、学級観察、生徒の評価、組織内指導(メンタリング)、教員の職能開発を含む
14. 9%	14. 6%	生徒との関わり	規律管理、カウンセリング、課外での対話を含む
11. 2%	11. 2%	保護者との関わり	公式なものと非公式なものを含む
7. 1%	8. 3%	地域コミュニティや産業界との関わり	—
4. 1%	5. 0%	その他	—
100. 0%	100. 0%	合計	—

教頭が実際に費やす職務内容



全国公立学校教頭会の調査(平成26年度)

教頭が費やしたい職務内容



全国公立学校教頭会の調査(平成26年度)

主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者(都道府県・指定都市教育委員会)の<u>任命行為が必要</u>。 ○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。	○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者(市町村教育委員会又は校長)が命じる(例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てることとされている</u>)。 ○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。
設置	○任意設置 <u>全国で約2万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査)	○原則必置(教務主任、学年主任等が必置) <u>全国で約27万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査より)
職務	○ <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>(学校教育法第37条9項)	○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>(学校教育法施行規則第44条4項)
給与	○<u>教諭とは別の級で処遇</u>	○手当で処遇(級は教諭と同じ)

主任等の種類について

	省 令 上 の 主 任 等		各 教 育 委 員 会 等 に よ り 置 か れ て い る 主 任 等 の 例
	原 則 手 当 支 給 あ り (注 1)	原 則 手 当 支 給 な し	
小 学 校	教 務 主 任 、 学 年 主 任	保 健 主 事	分 校 主 任 、 研 究 主 任 (研 修 主 任) 、 寮 務 主 任 、 図 書 主 任 、 小 学 校 の 生 徒 指 導 主 事
中 学 校	教 務 主 任 、 学 年 主 任 、 生 徒 指 導 主 事	保 健 主 事 、 進 路 指 導 主 事 、	
高 等 学 校	教 務 主 任 、 学 年 主 任 、 生 徒 指 導 主 事 、 進 路 指 導 主 事 、 学 科 主 任 、 農 場 長	保 健 主 事	
特 別 支 援 学 校	教 務 主 任 、 学 年 主 任 、 生 徒 指 導 主 事 、 高 等 部 に 置 か れ る 進 路 指 導 主 事 、 学 科 主 任 、 寮 務 主 任	保 健 主 事 、 農 場 長 、 左 記 以 外 の 進 路 指 導 主 事 、 学 科 主 任 、 寮 務 主 任	

(注 1) 3 学 級 未 満 の 学 校 に 置 か れ る 生 徒 指 導 主 事 、 進 路 指 導 主 事 、 学 科 主 任 、 農 場 長 及
び 寮 務 主 任 並 び に 同 学 年 の 児 童 又 は 生 徒 で 編 制 す る 学 級 の 数 が 3 未 満 で あ る 学 年 に
置 か れ る 学 年 主 任 を 除 く 。

(注 2) は 、 都 道 府 県 に よ っ て 手 当 支 給 の 対 象 と し て 追 加 さ れ て い る こ と が 多 い も
の 。

公立学校の主任等の数

学校種	人数	主任等の種類
小学校	108,921人	教務主任18,919人、学年主任70,702人、保健主事19,300人
中学校	61,263人	教務主任9,048人、学年主任24,132人、保健主事9,247人、生徒指導主事9,443人、進路指導主事9,393人
高等学校	30,888人	教務主任3,981人、学年主任10,725人、保健主事3,785人、生徒指導主事3,969人、進路指導主事3,912人、学科主任4,180人、農場長336人
中等教育学校	267人	教務主任31人、学年主任150人、保健主事26人、生徒指導主事30人、進路指導主事30人
特別支援学校	9,562人	教務主任1,600人、学年主任3,973人、保健主事1,022人、生徒指導主事1,236人、進路指導主事1,153人、学科主任294人、農場長2人、寮務主任282人
合計	210,901人	

(出典) 平成26年度学校基本調査

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。
事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務 (具体例)

- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務 (具体例)

- ・学校経営(企画運営)
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

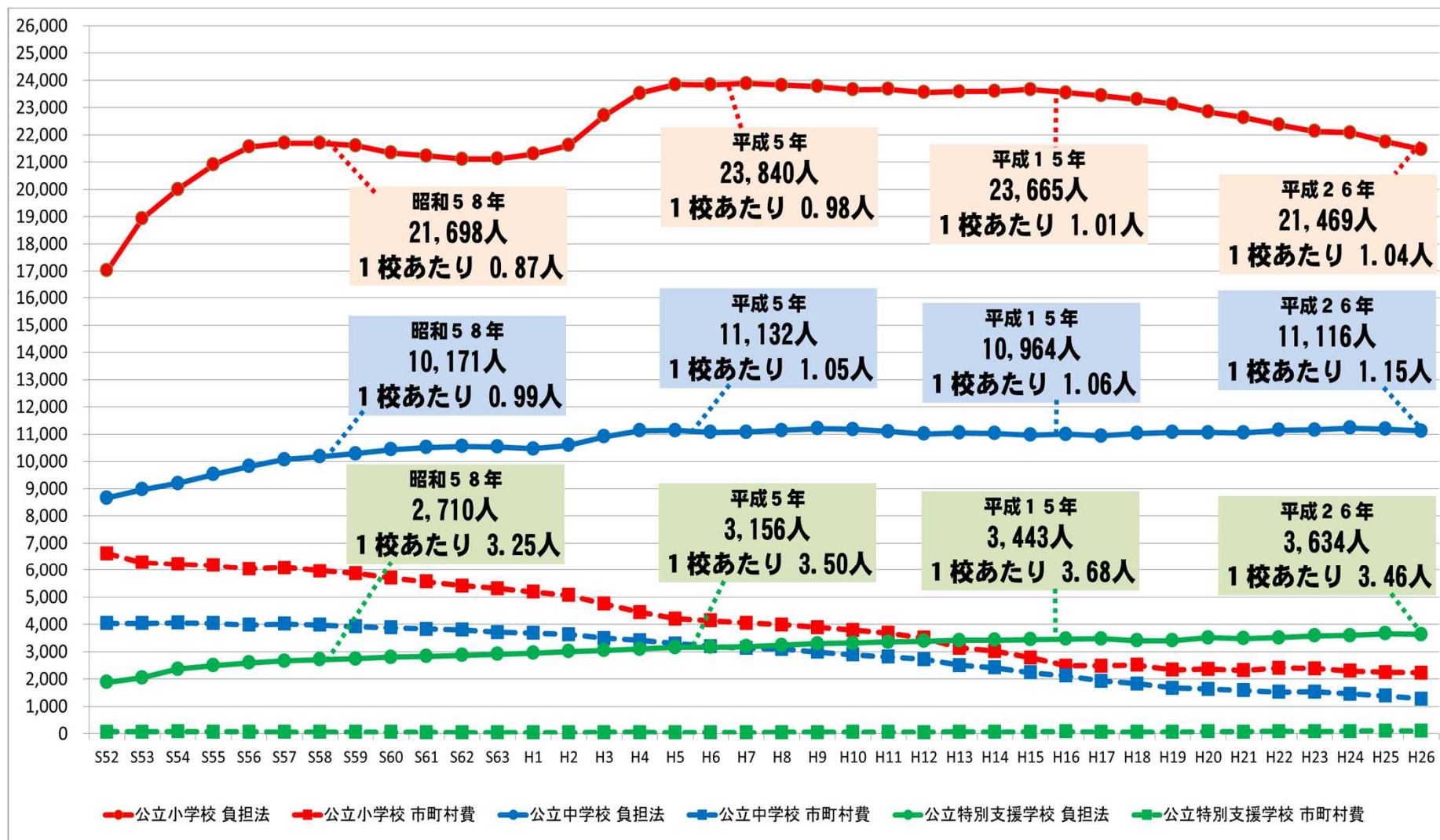
事務職員が従事している事務

○総務・財務等に関する事務 (具体例)

- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務
- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の収受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応
		人事・服務管理	教職員の服務管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理
	学校広報	学校だより・学校要覧の発行、ホームページの更新	
	児童生徒への指導事務	教育課程、時間割	教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備
		学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理
		成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理
		教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入
		安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備
		学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行
		生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談
		特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営
		進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導
学校保健		学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断	
事務職員が従事している事務	総務・財務に関する事務	給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理
		学校予算	予算編成・執行管理・処理、学校徴収金の計画、集金、執行管理
		就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
		備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
		給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
		福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
		庶務・文書	文書の収受・発送、諸帳簿の整備・管理

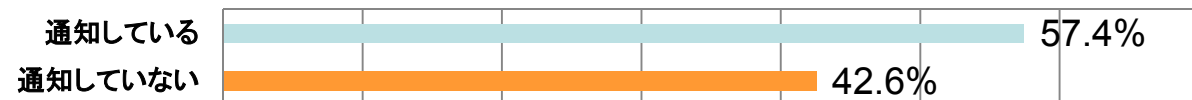
公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



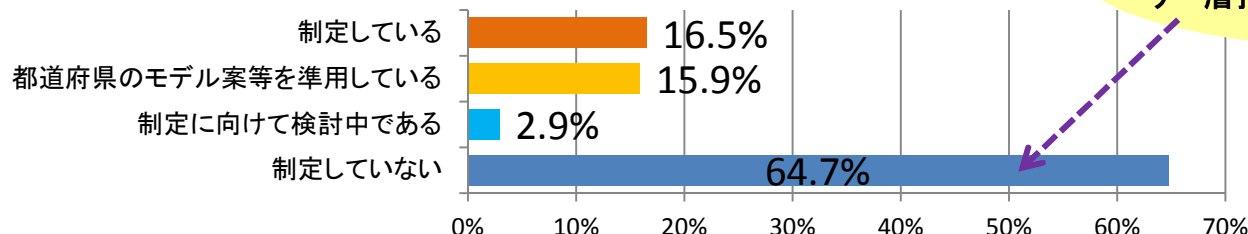
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】 【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】 【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出展：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」
(全国公立小中学校事務職員研究会)

職務範囲の明確化・効果的な役割分担の事例

<取組事例①：新潟県教育委員会>

○H14の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、H25に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

- ①H18の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置
 - ②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化
 - ③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと
- などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

<取組事例②：山口県教育委員会>

○H23からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

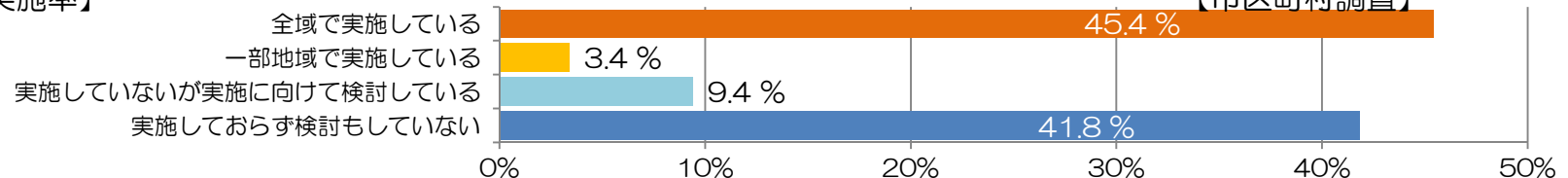
○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

学校事務の共同実施の現状と課題

- ◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているも含め、**48.8%**となっている。
- ◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
- ◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

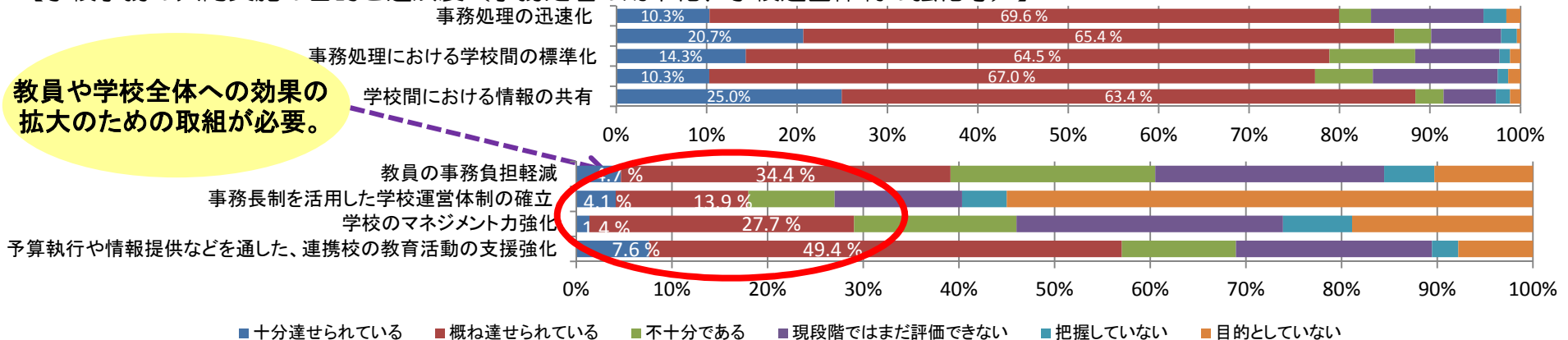
【学校事務の共同実施率】

【市区町村調査】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】

教員や学校全体への効果の拡大のための取組が必要。



<取組事例①：福岡県春日市教育委員会>

○H14以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。

○H18以降、学校事務の共同実施により、

- ①日常の業務遂行を通じた上司や先輩によるOJT機能の発揮
 - ②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
 - ③相互チェックによる事務の正確性・効率性
- など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

<取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会>

○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。

○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。

共同実施の事例

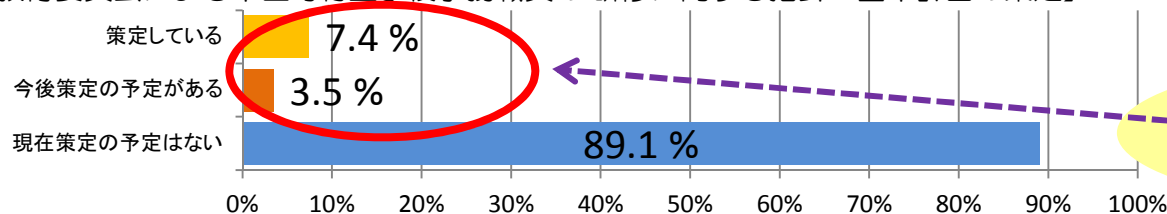


事務職員の資質・能力の向上

◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。

◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

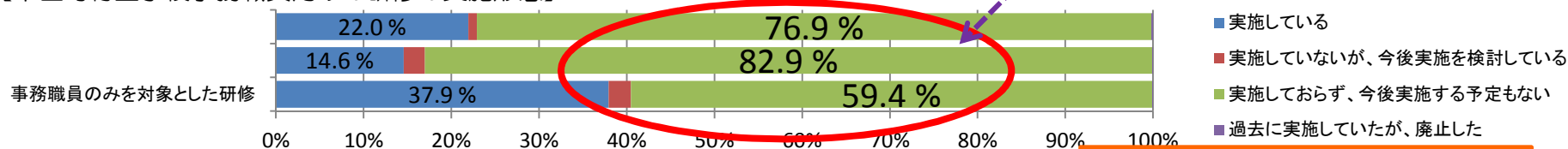
【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】

策定、実施率が低いだけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の好事例

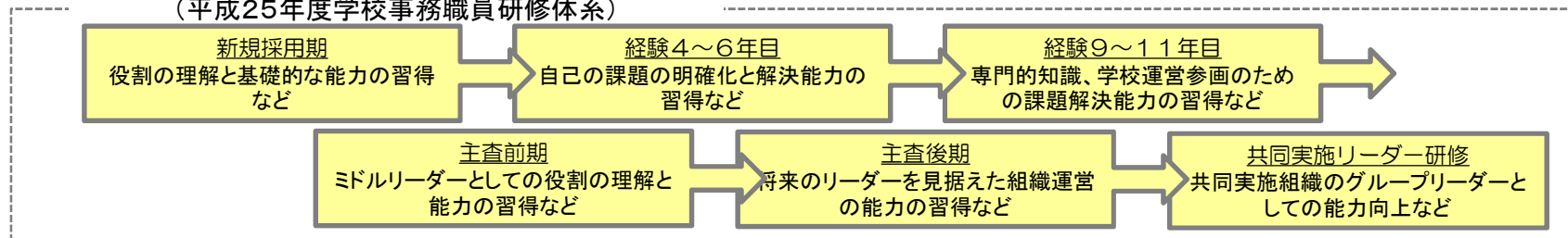
＜取組事例：三重県教育委員会＞

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

（平成25年度学校事務職員研修体系）



○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

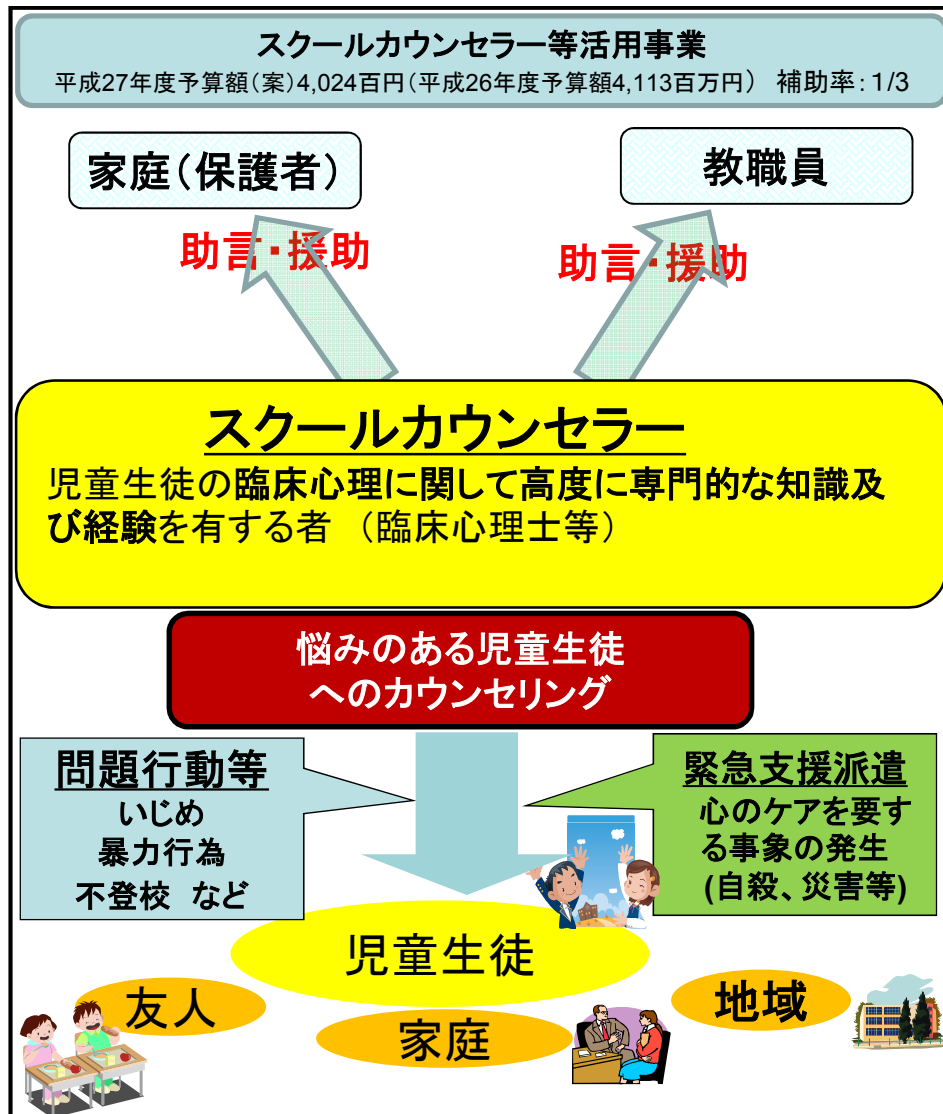
①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり

②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

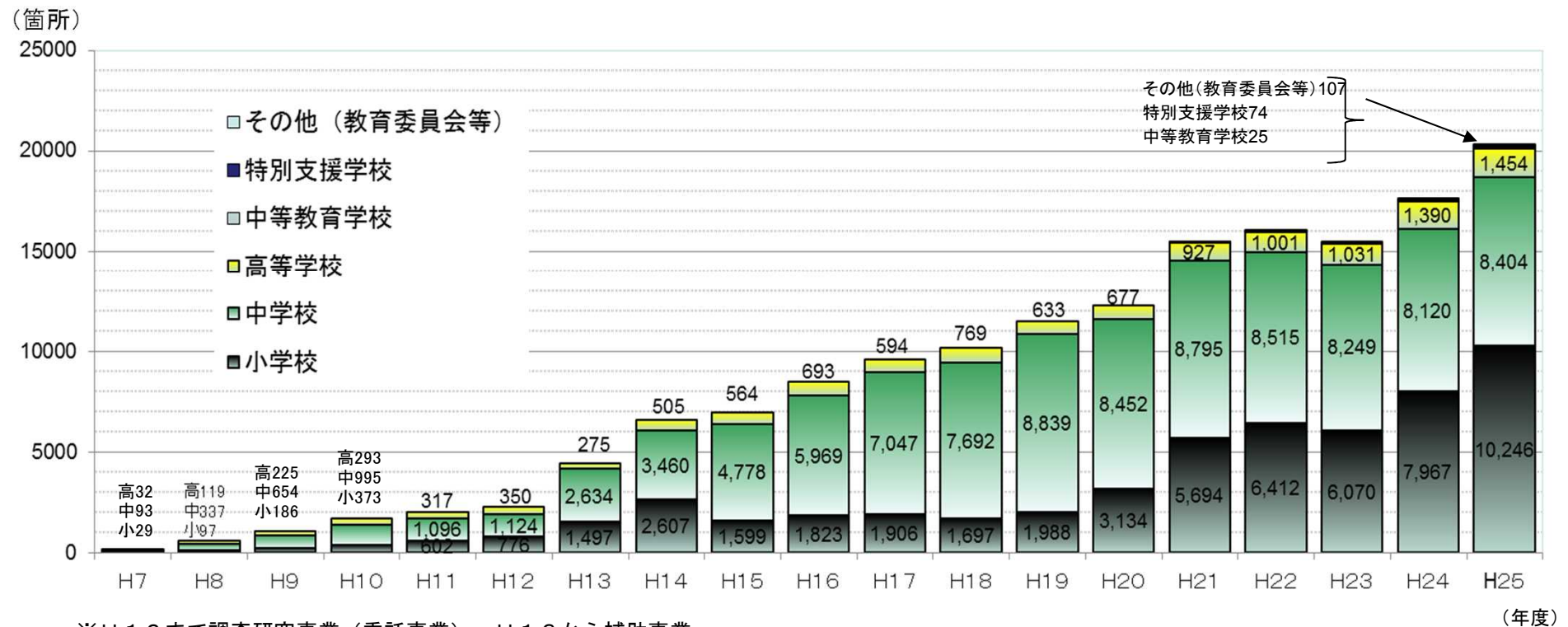
専門性に基づくチーム体制の構築

学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
 スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**



スクールカウンセラーの配置状況



※H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）

必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。

※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。

※H26は計画値。

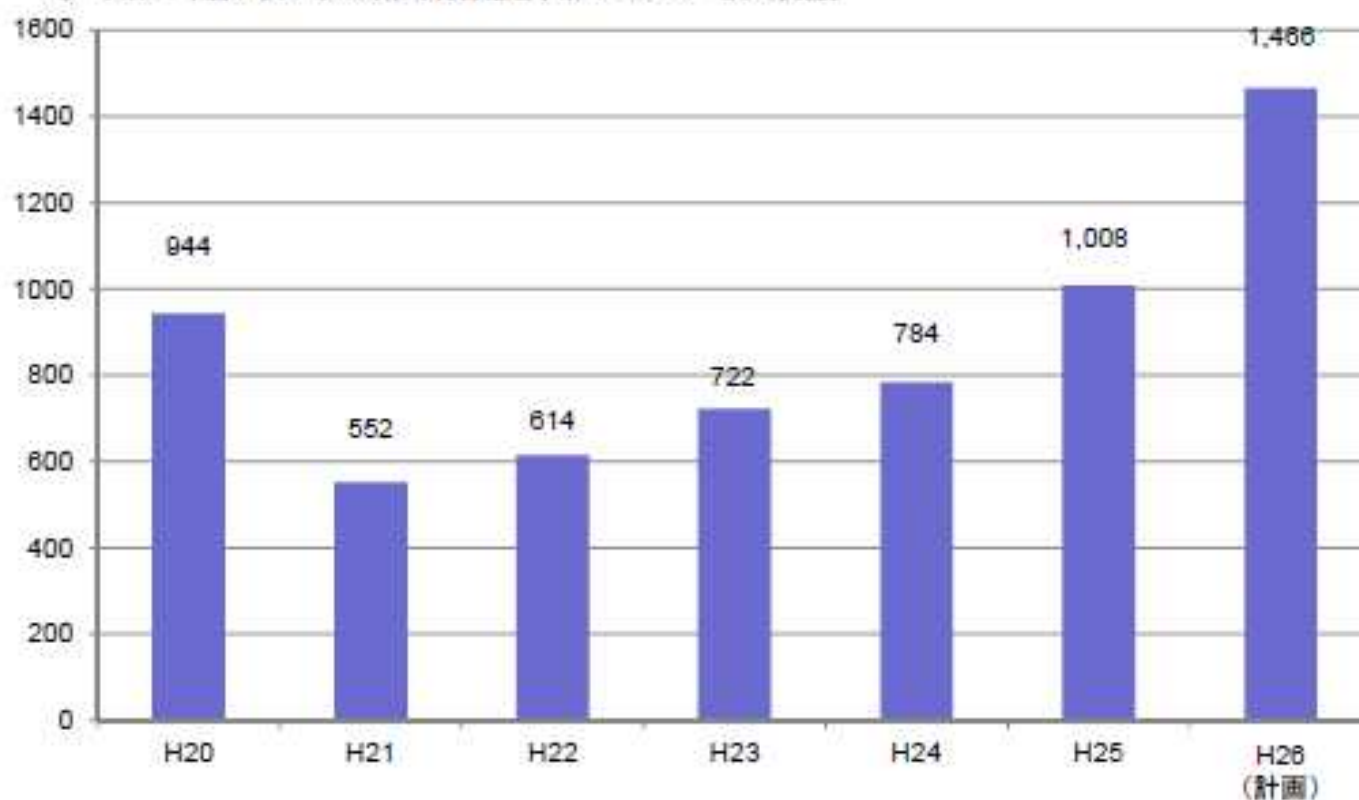
年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	21,764

スクールソーシャルワーカーの配置状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
配置人数	944	552	614	722	784	1,008	1,466
予算額	1,538	14,261 の内数	13,092 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	355	394

(単位:百万円)

- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21～22年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)一都道府県・指定都市・中核市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1／3を補助。
（補助上限額は一人当たり70万円）

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,842人、配置されている看護師等1,354人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒813人、配置されている看護師等352人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

※ 配置状況はいずれも平成25年5月1日現在。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	580	7,350	1,044
平成24年度	615	7,531	1,291
平成25年度	615	7,842	1,354

< 公立小・中学校 >

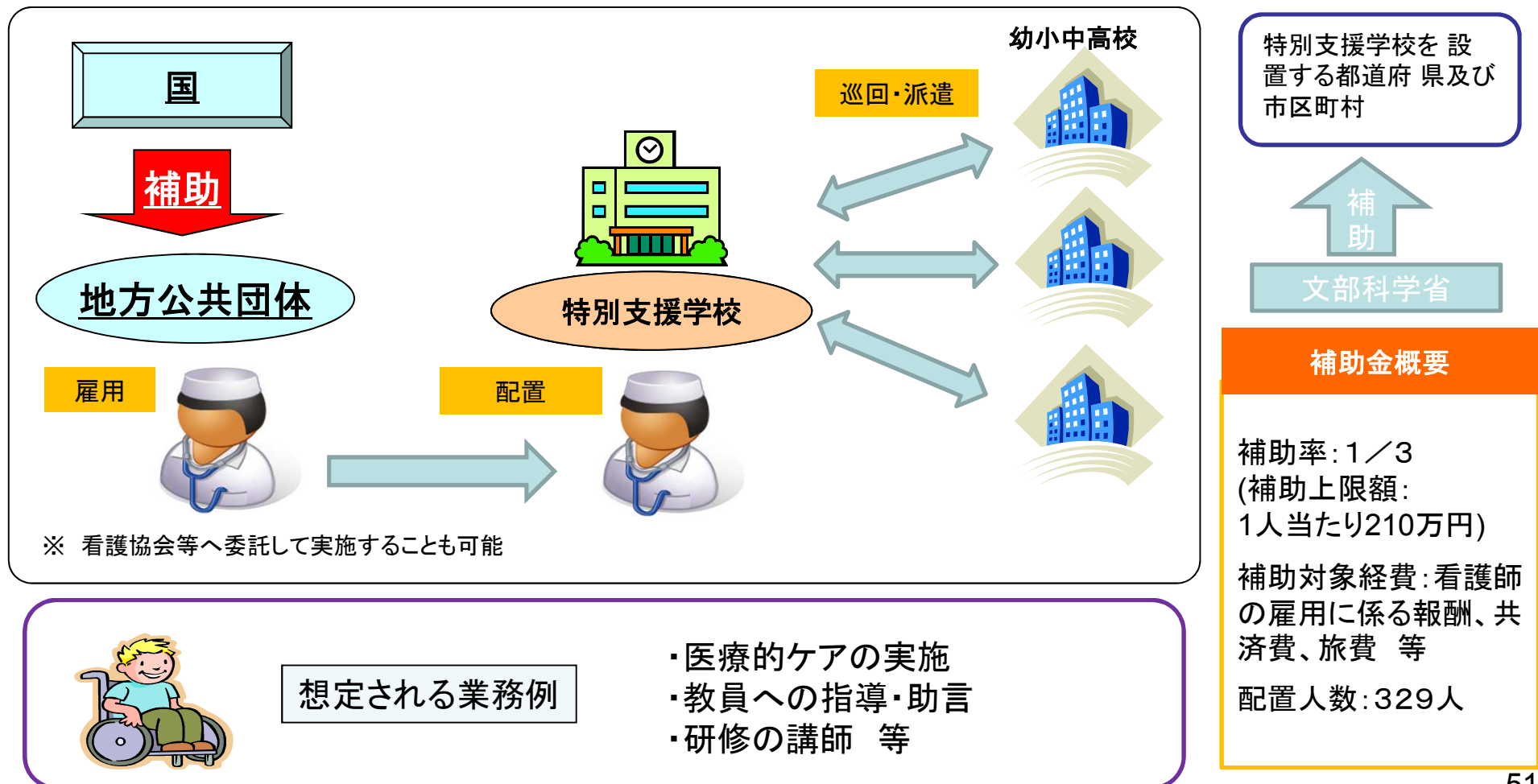
	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算案 235,050 千円



特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

- 日常生活上の介助
例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助
- 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援
例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害
- 幼児児童生徒の健康・安全確保
例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止
- 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円（26年度措置額：約530億円）】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費（拡充）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

ICT支援員について

ICT支援員とは

学校における教員のICT活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

（地方公共団体で配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人）

＜ICT支援員の具体的な業務＞

- 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- 機器等の簡単なメンテナンス
- 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- デジタル教材作成等の支援 等

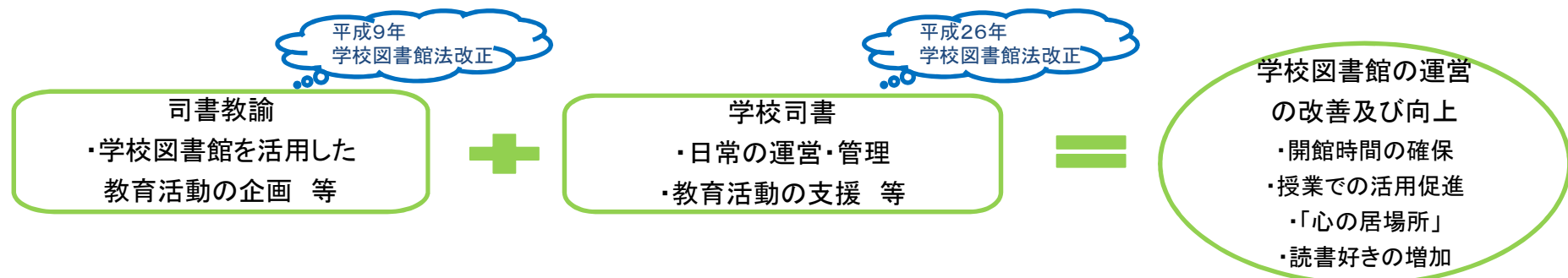
課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要



・ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす

・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

司書教諭と学校司書について



	司書教諭	学校司書
設置 根拠	学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 《学校図書館法第5条第1項》 ※ 11学級以下の学校については、 当分の間、設置を猶予。	学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 《学校図書館法第6条第1項》
業務 内容	学校図書館の専門的職務を掌る。 ○ 学校図書館資料の選択・収集・提供 ○ 学校図書館を活用した教育活動の 企画の実施 ○ 教育課程の編成に関する他教員への 助言	※ 制度上の業務の定めなし。 ○ 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出 等の業務 ○ 学校図書館を活用した教科等の指導に関 する支援
位置 付け	教諭等をもって充てる。《学校図書館法 第5条第2項》	※ 制度上の規定なし ○ 現に置かれている職員は、学校教育法上 は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第 14項等》又は「その他必要な職員」《学教法 第37条第2項等》として任用。
資格	司書教諭の講習(5科目10単位)を修 了した者。《学校図書館法第5条第2項》	※ 制度上の資格の定めなし ○ 各地方公共団体における採用時には、そ れぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教 諭免許状、相当実務経験等の資格を求める 等の資格要件を定めて募集

学校司書の配置状況

学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

		学校数 (A)	学校司書配置学校数		学校司書の勤務形態	
			(B)	割合 (B/A)	常勤職員数	非常勤職員数
小学校	平成20年	21,809	8,340	38.2%	1,580	7,081
	平成26年	20,431	11,090	54.3%	2,065	9,572
中学校	平成20年	10,684	4,188	39.2%	1,190	3,325
	平成26年	10,370	5,499	53.0%	1,417	4,482
高等学校	平成20年	5,102	3,625	71.1%	3,371	599
	平成26年	4,966	3,201	64.5%	2,826	931

「学校図書館の現状に関する調査」より

(数値は各年5月1日現在)

地域との連携を担う教職員について

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠

- 多くの地域の人々が学校に関わるようになれば、より豊かな子どもの学びが生まれる。
- 子どもの成長とともに大人達の成長を促し、地域の絆を強めていくことは、「地域が良くなれば学校が良くなる」という好循環を生み出す。



学校における地域連携推進の業務及びその担当を明確化することにより、地域の力を生かした学校教育の充実を図るとともに、学校全体の負担を軽減し、マネジメント力の向上を図ることが重要。

地域との連携を担う教職員の役割の例

- 校内・学校間(校区内)・教育委員会との連絡・調整
- 校内教職員等の支援ニーズの把握・調整
- 学校支援活動の運営・企画・総括
- 地域との連携に係る研修の企画・実施、先進校の視察 など

この他、従来、各教員がそれぞれ携わっていた以下の業務を担うことにより、地域との連携に係る学校全体の負担軽減が図られることが期待される。



- ・地域住民、保護者、関係機関等との総合窓口
- ・地域住民等が参加する授業等の調整等(キャリア教育等の総合的な学習そのもののサポート等)
- ・地域住民・保護者アンケートの作成・集計 など

地域との連携を担う教職員の位置づけに関する答申等(抜粋)

今後の地方教育行政の在り方について(答申) (平成25年12月13日中央教育審議会)

3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について

(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策

① 国の取組について

教職員等の体制を充実すべきとの意見もあり、地域との連携・協働の担当の配置を促すなど、組織的・継続的な取組に向けた支援が必要である。

あわせて、学校運営協議会の委員やコーディネーターとなる地域の人材の育成や確保に向けた支援も求められる。

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて(報告)

(平成27年3月コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

Ⅳ コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

(2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

○ 継続的な取組や多くの地域の人々の参画を促していくためには、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組にふさわしい組織的な体制を構築していく必要があり、学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。学校内の体制整備の事例として、学校と地域の連携に関する職務を担当する教職員を置く例や校務分掌に位置づける例、事務職員をコミュニティ・スクールの運営の中心的役割に位置付けている例、地域人材をコーディネーターとして校内に配置する例がある。また、社会教育主事有資格者の教員を地域連携担当に位置付けることを積極的に推進している県もある。こうした学校では、地域との協働による授業や体験活動等の調整が円滑に行われ、地域連携に関する情報の発信が積極的に行われるなど効果を発揮しており、チームとしての学校の力を発揮する観点からも有効である。

○ その際、教員が子供と向き合う時間を確保する観点や教職員がチームとして学校運営に関わるという観点等から、学校の教員と事務職員

等が果たすべき役割の明確化を図った上で、事務職員等が学校運営に積極的に関わっていく視点が求められる。

【推進のための具体的方策】

<地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備>

◇ 全ての学校において、地域との連携・協働の機能を校務分掌で明確に位置づけ、地域との連携・協働の中核となる教職員の配置を促したり、地域人材を地域連携推進員として校内に配置するなど、地域とともにある学校としての組織的・継続的な体制強化を促すこととし、そのために必要な制度面の検討も行う。その際、社会教育主事有資格者の活用も促す。

◇ さらに、学校の教員と事務職員が果たすべき役割・標準職務の明確化を促進するとともに、学校事務の共同実施等を通じて、事務機能の強化を促進する。その際、事務職員の研究・研修団体等と連携し、研修プログラムモデルの開発・普及を行うなど、事務職員の育成を促す。

地域との連携担当して教員を位置づけている事例

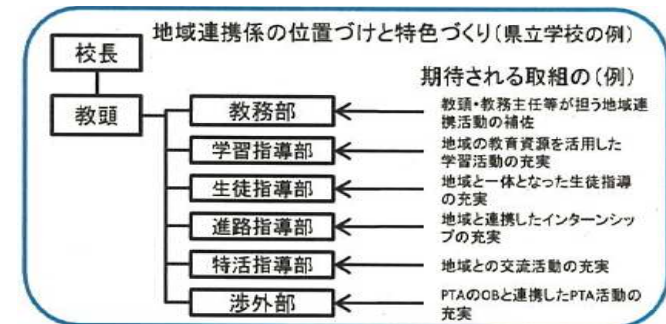
栃木県教育委員会

- 地域の特性を生かした教育活動を生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格者をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。校長が指名し、校務分掌に位置づけ。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】
⇒ 地域連携に関する計画表の作成、研修の実施等
- 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】
⇒ 地域人材（学校支援ボランティア等）の受け入れに関する連絡調整等
- 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】
⇒ 地域と連携した活動のプログラムの企画・運営支援等 など

<期待される取組例>

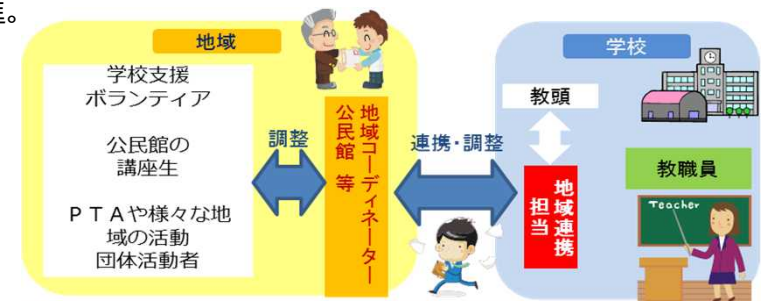


岡山県教育委員会

- 成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」を位置づけ、学校の窓口を明確化。県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。

<地域連携担当教員の役割>

- 校内の地域連携情報の集約、
- 全体計画の作成・提示、校内研修計画の作成・実施、
- 地域（地域コーディネーター、学校支援ボランティア、PTA等）との情報交換 など



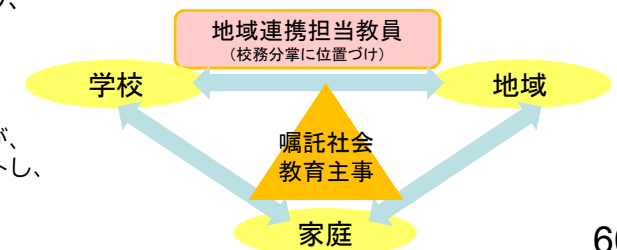
仙台市教育委員会

- 地域住民、社会教育関係団体やボランティア団体等との連携や連絡調整に関することを担当し、学校と地域をつなぐ窓口となる地域連携担当教員を市内全小・中・中等教育学校に配置。

<地域連携担当教員の役割>

- 地域と学校の情報共有
- 地域活動への参加
- ゲストティーチャーや地域学習の実施 など

※市教委から委嘱された嘱託社会教育主事が、学校において地域連携担当教員をサポートし、教育活動の充実や地域の活性化を推進。



地域との連携担当として事務職員を位置づけている事例

鳥取県南部町教育委員会

- 平成18年以降、コミュニティ・スクールを導入し、平成23年は、地域とともにある学校づくり推進体制が整ったことを機に、文部科学省委託事業を取り入れ、事務職員を配置し、コミュニティ・スクールの取組を推進。

<事務職員の役割>

- 教員の業務の整理
- コミュニティ・スクールの積極的な運用と学校・地域の連携促進
 - ・コミュニティ・スクール関連業務にかかる連絡調整業務のとりまとめ
 - ・学習支援ボランティアや生徒ボランティアのコーディネート
 - ・情報発信（学校だより発行、HPによる公開）
- 学校体制の見直し など

<取組による主な成果>

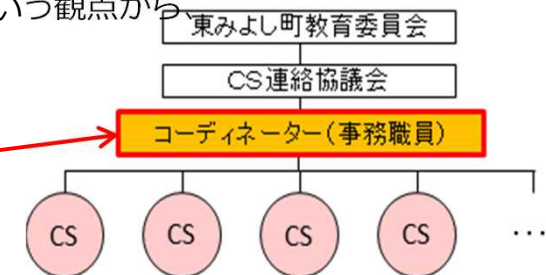
- 校間や地域との連携が円滑化
- 教員の授業準備時間の増加
- 予算確保や予算執行の円滑化
- 定期的な情報発信

徳島県東みよし町教育委員会

- クラス担任や担当教科を持つ教職員よりも、学校全体を見渡して物事に取り組みやすいという観点から、学校事務職員がコミュニティ・スクール運営における中心的役割を担当。

<事務職員の役割>

- コミュニティ・スクールに関する研修会の企画・開催
- コミュニティ・スクール連絡協議会の運営（熟議の企画・開催等）
- 地域と学校の関係性に関する調査の企画・調整 など

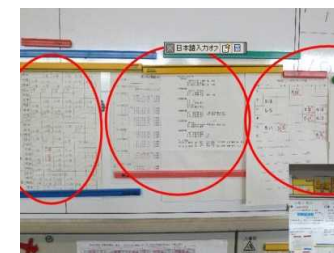


滋賀県長浜市湯田小学校

- 学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進める取組を推進。

<事務職員の役割>

- 学校と地域をつなぐコーディネーター
 - ・学校運営協議会の連絡・調整、学校支援推進部の組織づくりと活動支援
 - ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築
- 学校情報の適切な提供（自治会掲示板の活用、協議会だより等の発行） など



ボランティアのシフト表

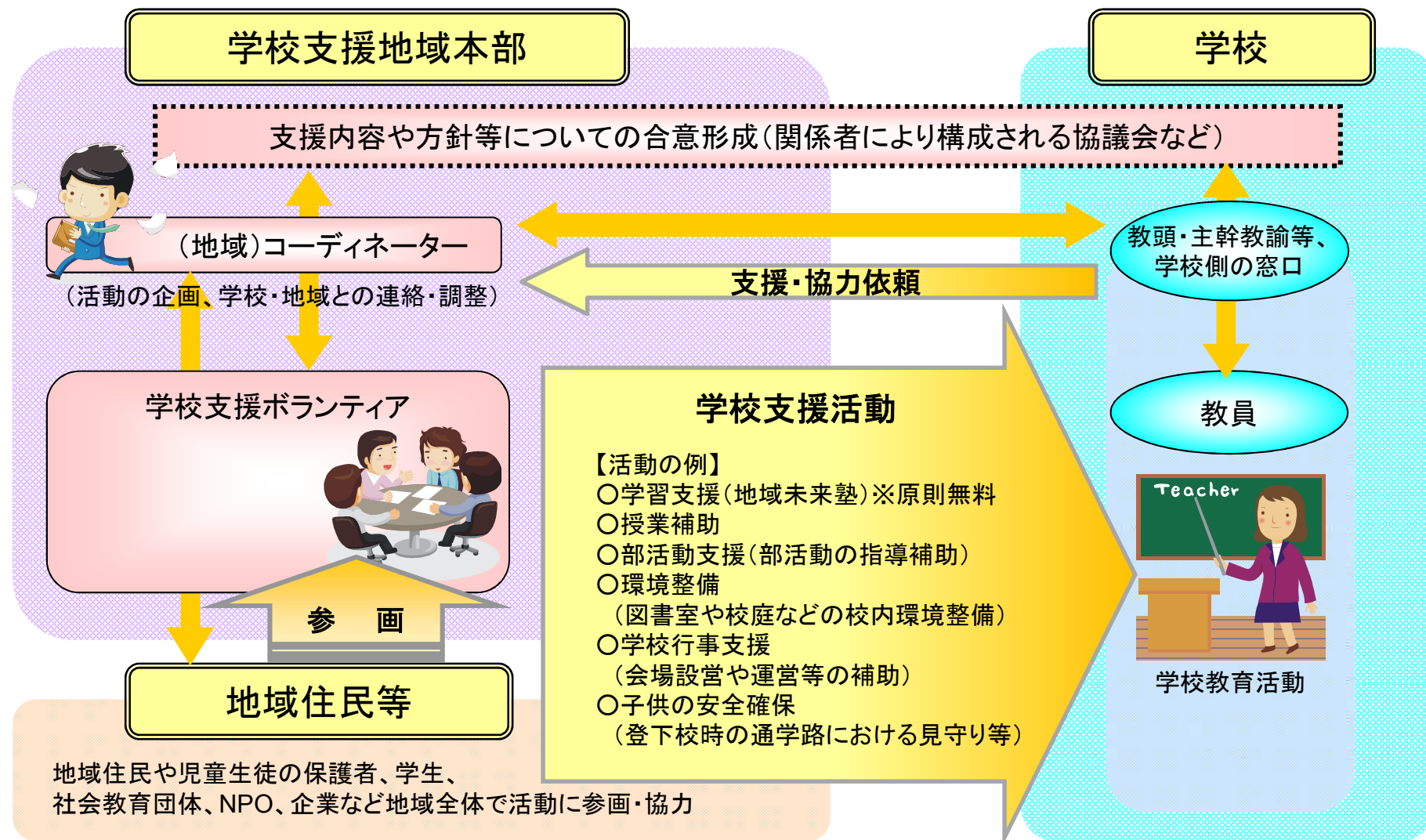


学校情報の速やかな提供
(ブログの発信)

学校支援地域本部

地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組み(本部)をつくり、様々な学校支援活動を実施

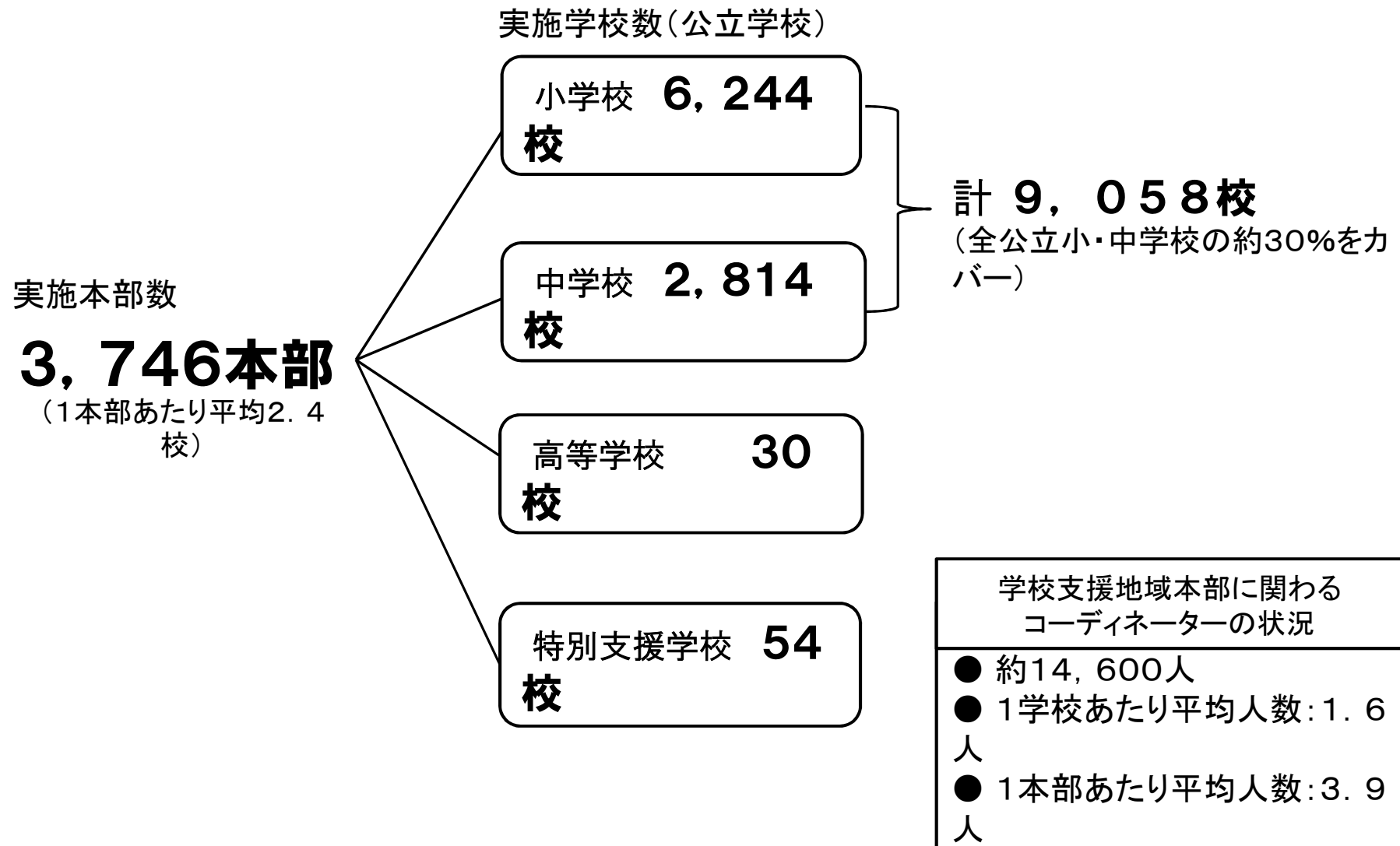
<H26年度実施状況>3,746本部(小学校6,244校 中学校2,814校(全公立小・中学校の30%))



地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子供たちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る

平成26年度「学校支援地域本部」の実施状況

(文部科学省調査)

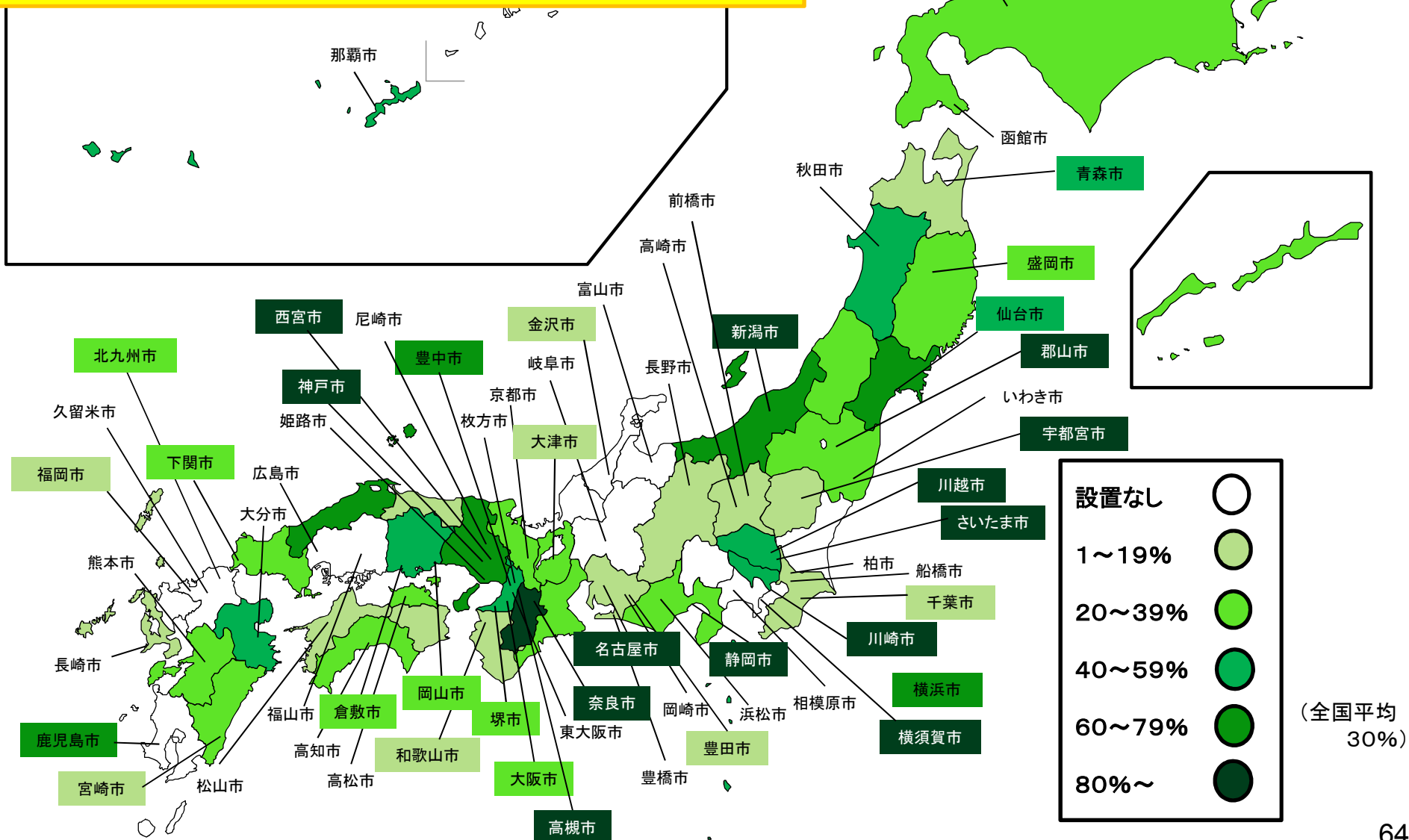


平成26年度 『学校支援地域本部』の実施状況

※公立小中学校における実施

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用

*被災3県は「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用



学校・家庭・地域の連携協力推進事業

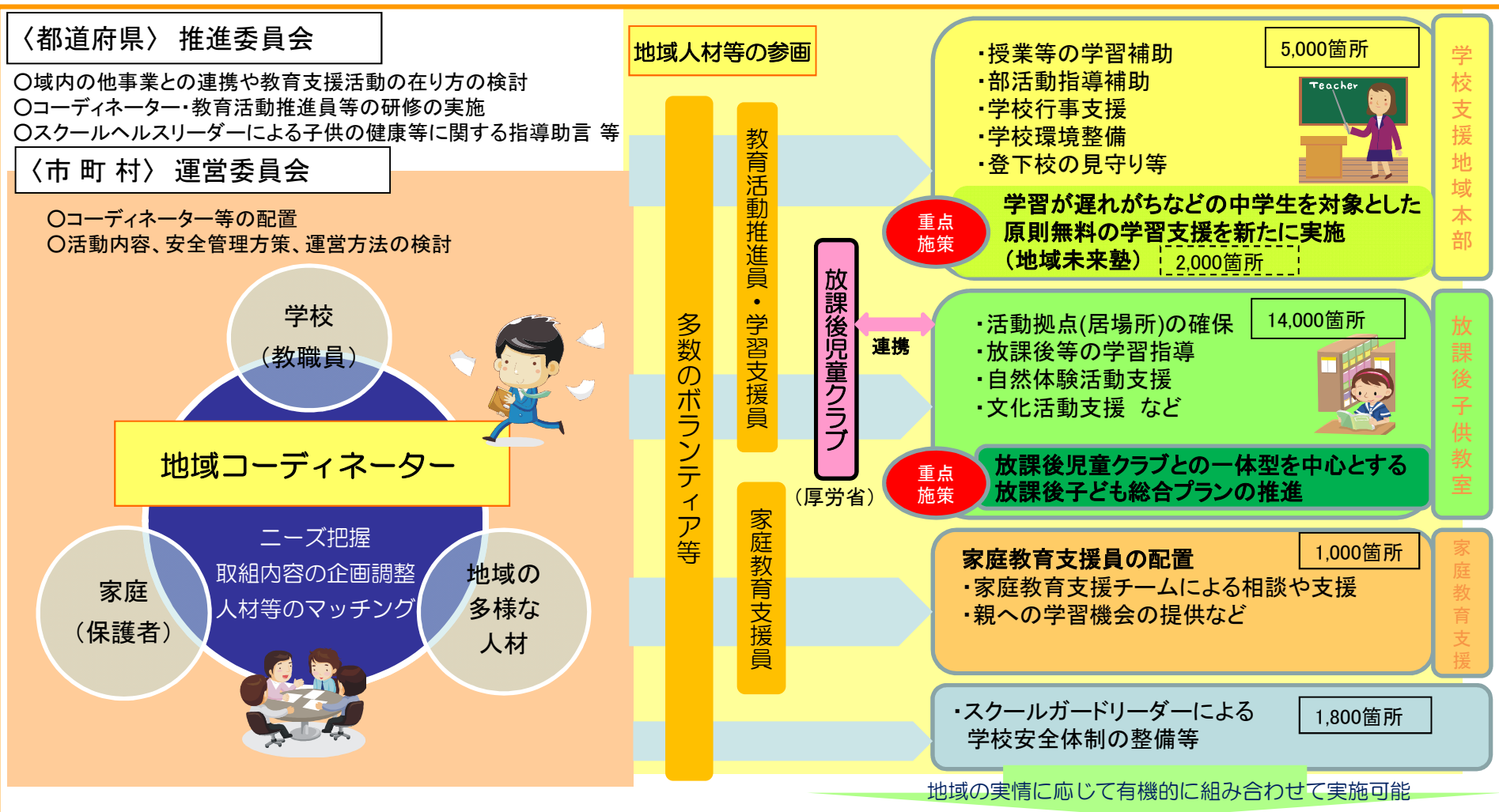
(平成26年度予算額 3,814百万円)
平成27年度予算額 4,882百万円

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、学校支援地域本部を活用し、中学生を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施する。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、新たに策定した放課後子ども総合プランに基づき、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化 65

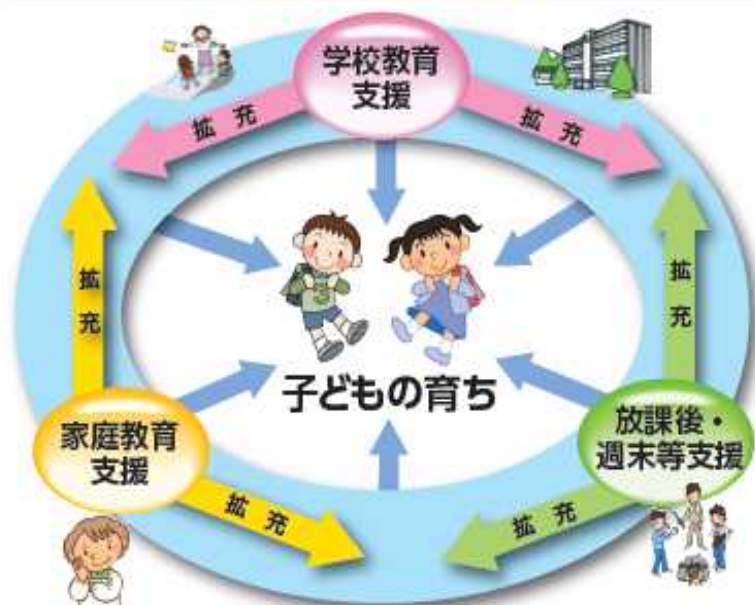
学校の教育活動と放課後の支援活動の連携事例

岡山県

○平成20年度から「学校支援地域本部」事業を実施。平成23年度からは「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。

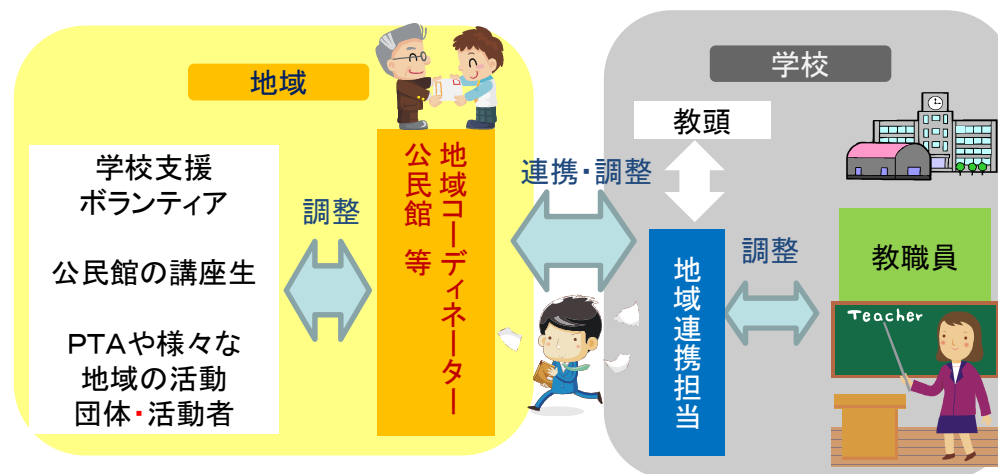
○「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかにはぐくむとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。

教育支援活動拡充のイメージ図



○学校と地域が連携していくためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から学校に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化



～取組事例～

【美咲町立旭小学校 学校支援地域の取組】

【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

★学校教育支援から放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に

★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に町民センターを活用して「寺子屋あさひ」（放課後子供教室）を新規開設

教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

現行法令の規定

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(勤務成績の評定)

第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告することができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(勤務成績の評定)

第46条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第40条第1項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

教職員評価の現状

- 教職員評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。
- 人事や給与、優秀教職員表彰、指導改善研修の認定等、教職員評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において教職員評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、教職員評価と学校評価が連動している教委が、67教委中39教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への教員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中17教委が実施。
- 優秀教員表彰への教職員評価の活用について、平成26年4月1日現在67教委中21教委が実施。

出典：平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

教諭等（管理職を除く教育職員）に対する評価の活用状況

活用分野等	活用している教育委員会数（全67教育委員会）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
昇任	23	23	25
昇給・降給	19	19	18
勤勉手当	12	16	15
免職・降任	5	8	9
配置転換	17	20	22
研修	23	28	30
人材育成・能力開発・資質向上	59	47	46
表彰	18	18	21
条件附採用期間の勤務状況判定	25	26	26
指導改善研修の認定	16	17	17
再任用の決定基準	—	1	8
その他	13	1	8

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号） 概要（平成26年5月14日公布）

（1）能力本位の任用制度の確立

任用（採用、昇任、降任、転任）の定義を明確化するとともに、職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。

（2）人事評価制度の導入

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。

○ 勤務評定との違い

- ・勤務評定→「評価項目が明示されない」「上司からの一方的な評価で結果を知らされない」「人事管理に十分活用されない」などの問題点が指摘
- ・人事評価→能力・業績の両面から評価。評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用

○ 人事評価の根本基準等

- ・人事評価の根本基準→職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
- ・人事評価の実施→任命権者は、人事評価の基準及び方法を定め、これを定期的に行う。

<参考>国の人事評価制度と同様の取組（能力評価及び業績評価（目標管理））を行っている団体

（平成24年度）

都道府県：37／47団体（78.7%） 指定都市：19／20団体（95.0%）

市区町村：563／1,722団体（32.7%） ※一部の職位で行っている場合を含む。

（3）分限事由の明確化

分限事由の一つとして「人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合」と明確化する。

施行期日

公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日

改正後の地方公務員法の規定

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(任命権者)

第6条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

(任用の根本基準)

第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。

(定義)

第15条の2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職(職員の職に限る。以下同じ。)の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

2 前項第五号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ、任命権者が定める。

3 地方公共団体の長及び議会の議長以外の任命権者は、標準職務遂行能力及び第一項第五号の標準的な職を定めようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

改正後の地方公務員法の規定

○地方公務員法(昭和25年法律第261号)(抄)

(人事評価の根本基準)

第23条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(人事評価の実施)

第23条の2 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 前項の場合において、任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるときは、同項に規定する事項について、あらかじめ、地方公共団体の長に協議しなければならない。

(人事評価に基づく措置)

第23条の3 任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(人事評価に関する勧告)

第23条の4 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

文部科学大臣優秀教職員表彰について

1. 概要

学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教員を文部科学大臣が表彰し、その功績を広く周知することにより、教員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、平成18年度から実施。平成25年度より、表彰実施要項を改正し文部科学大臣優秀教職員表彰として実施。

平成26年度は学校における持続可能な開発のための教育(ESD)を含むユネスコ活動の重要性やグローバル化の進展への対応などを踏まえて、ユネスコ活動や国際交流等の分野を選考基準に追加。

2. 表彰対象

学校教育活動、生徒指導、部活動等において顕著な成果を上げた現職の教職員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)について、各推薦者(国立:国立大学法人学長、公立:都道府県・指定都市教育委員会、私立:都道府県知事)から推薦のあった者を対象。

3. 被表彰者(過去5年分)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国立	20	23	16	21	19
公立	817	782	772	825	777
私立	42	42	40	31	33
合計	879	847	828	877	829

(単位:人)

文部科学大臣優秀教職員表彰について

○教職員表彰実施要項(平成26年9月10日一部改正)(抄)

(趣旨)

第1条 この表彰は、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、全国の国立学校、公立学校又は私立学校(大学及び高等専門学校を除く。)の教職員であつて、学校教育に関し顕著な功績のあった者で次の要件を満たす者に対して行う。

- 一 現に教職員であること。
- 二 推薦年度の4月1日時点において教職員経験10年以上かつ原則として50歳未満の者であること(ただし、当面の期間は、特別の事情がある場合にはこの限りでない)。
- 三 原則として、既に推薦者による表彰を受けていること。表彰制度を設けていない推薦者においては、表彰に準じる評価を得ていること。
- 四 勤務実績良好かつ過去に懲戒処分等の罰を受けていない者であること。

(選考基準)

第3条 主として下記のような者を基準として選考する。

- 一 学習指導において、特に顕著な成果を上げた者
- 二 生徒指導、進路指導等において、特に顕著な成果を上げた者
- 三 学校体育や学校保健、学校給食において、特に顕著な成果を上げた者
- 四 部活動等において、特に顕著な成果を上げた者
- 五 特別支援教育において、特に顕著な成果を上げた者
- 六 地域との協働の推進、学校事務の機能強化など学校運営の改善において、特に顕著な成果を上げた者
- 七 ユネスコ活動や国際交流等の分野において、特に顕著な成果を上げた者
- 八 その他学校教育において、他の教職員の模範となるような実践を行い、特に顕著な成果を上げた者

教員の勤務負担軽減の取組 主な事例

＜徳島県東みよし町教育委員会＞

◆支援員の配置などICT利活用促進の支援

○取組例（小・中学校）

- ・校務支援システムにより、通信簿、学校日誌、出席簿等の様式の標準化
- ・システムやデータの安全性を守るため教育専用クラウドを導入
- ・教育情報化コーディネーターの配置やガイドブック、セキュリティポリシーの作成

○成果例

- ・通信簿作成等の作業の効率化による授業準備時間の確保
- ・システムやデータの安全性の確保による教職員の心的負担の軽減
- ・教育コーディネーター等の活用による教職員のICT利活用能力の向上

＜茨城県教育委員会＞

◆業務改善等による教職員の勤務負担軽減に向けた取組

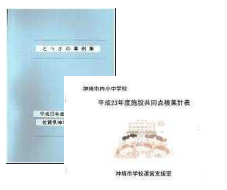
- 学校における業務改善を進めるための管理職研修を実施し、管理職のマネジメント力の向上を図っています。
- 実践研究を取りまとめたリーフレットを作成・配布し、教職員への普及・活用を図っています。
- 文書などの作成に校務支援システムを活用し、負担軽減を図っています。



＜佐賀県神埼市教育委員会＞

◆事務職員を活用した事務の効率化と学校運営支援

- 学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っています。
- 会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会と事務職員による施設共同点検など、教員との協働、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めています。



＜山口県教育委員会＞

◆管理職のマネジメント力を高める実践研究

- 学校運営や人材育成の中核である教頭の意識啓発、マネジメント力の向上を図ることで、学校の体制づくりや教職員の意識改革を促進しています。
- リーフレット「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて～5つのアプローチ～」を作成し、成果の周知・共有を図っています。



指導主事に関する職務規定

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(指導主事その他の職員)

第18条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第1項及び第2項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村教委事務局の職種別本務職員数

区 分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(増減)
	人	人	人	人	%	人	%	人
総 数	58,409	55,803	54,426	54,280	(100.0)	53,583	(100.0)	△697
増 減	△2,503	△2,606	△1,377	△146		△697		
対前回伸び率	△4.1%	△4.5%	△2.5%	△0.3%		△1.3%		
指 導 主 事	3,795	4,177	4,428	4,579	(8.4)	4,720	(8.8)	141
充 て 指 導 主 事	1,138	1,168	1,189	1,417	(2.6)	1,399	(2.6)	△18
社 会 教 育 主 事	2,124	1,696	1,504	1,366	(2.5)	1,292	(2.4)	△74
派遣社会教育主事	735	424	248	154	(0.3)	140	(0.3)	△14
社会教育主事補	102	61	40	47	(0.1)	25	(0.0)	△22
事 務 職 員	46,050	44,048	42,873	42,246	(77.8)	41,695	(77.8)	△551
技 術 職 員	2,741	2,655	2,597	2,759	(5.1)	2,738	(5.1)	△21
労 務 職 員	1,724	1,574	1,547	1,712	(3.2)	1,574	(2.9)	△138

(注)「派遣社会教育主事」については、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数である。
このため、都道府県教育委員会段階の実人数で把握した7ページとその数値が異なる。

市町村教委の指導主事等の配置状況(平成25年度)

区 分	市 町 村 教育委員会 数	本務職員 を置く 教育委員 会		指導主事 を置く 教育委員 会		充て指導 主事を 置く教育 委員会		指導主 事・充て 指導主事 を置く 教育委員 会		社会教育 主事を 置く教育 委員会	
		配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数
		%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
総 数	1,819	98.9	29.8	52.3	5.0	14.3	5.4	63.3	5.3	42.4	1.7
50万人以上	34	100.0	198.6	67.6	38.4	47.1	30.3	97.1	41.4	64.7	3.7
30万人以上50万人未満	49	100.0	105.4	77.6	17.0	34.7	9.9	100.0	16.6	57.1	2.3
10万人以上30万人未満	203	100.0	65.3	77.3	8.6	28.6	6.4	99.5	8.5	57.6	1.9
5万人以上10万人未満	271	100.0	39.6	74.5	4.2	21.0	3.3	89.7	4.3	48.7	1.9
3万人以上5万人未満	245	100.0	27.3	72.2	2.8	17.1	2.1	83.7	2.8	48.2	1.5
1万5千人以上3万人未満	302	100.0	17.2	53.0	1.6	12.3	1.6	63.6	1.6	38.4	1.5
8千人以上1万5千人未満	230	100.0	11.7	43.0	1.3	5.2	1.3	47.8	1.3	37.8	1.4
5千人以上8千人未満	166	100.0	8.7	36.1	1.1	4.8	1.1	40.4	1.1	36.7	1.3
5千人未満	237	100.0	5.8	11.4	1.0	5.5	1.1	16.9	1.0	36.7	1.3
一部事務組合	79	74.7	4.2	8.9	2.6	1.3	2.0	10.1	2.5	3.8	1.7
共同設置教育委員会	1	100.0	12.0	100.0	2.0	—	—	100.0	2.0	100.0	3
広域連合教育委員会	2	100.0	9.5	50.0	2.0	—	—	50.0	2.0	—	—

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)79

指導主事等の数別の市町村教委数(平成25年度)

区 分		総 数	人口 50万人 以上	30万人 以上 50万人 未満	10万人 以上 30万人 未満	5万人 以上 10万 人 未満	3万人 以上 5万人 未満	1万5 千人 以上 3万人 未満	8千人 以上 1万5 千人 未満	5千人 以上 8千人 未満	5千人 未満	一部 事務 組合	共同設置 教育委員 会	広域連合 教育委員 会
指導主事	総 数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	867	11	11	46	69	68	142	131	106	210	72	—	1
	1人	322	1	—	8	19	39	94	73	57	27	4	—	—
	2～3人	260	1	—	14	66	88	61	25	3	—	—	1	1
	4～5人	137	—	1	21	63	44	5	1	—	—	2	—	—
	6人以上	233	21	37	114	54	6	—	—	—	—	1	—	—
	6人以上	233	21	37	114	54	6	—	—	—	—	1	—	—
指導主事＋ 充て指導主 事	総 数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	668	1	—	1	28	40	110	120	99	197	71	—	1
	1人	372	—	—	8	21	42	116	80	62	39	4	—	—
	2～3人	313	—	—	20	84	104	67	29	5	1	1	1	1
	4～5人	170	—	2	35	72	51	7	1	—	—	2	—	—
	6人以上	296	33	47	139	66	8	2	—	—	—	1	—	—

都道府県教委事務局の職種別本務職員数

区 分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(内 訳)	(増減)
								本 庁	
	人	人	人	人	%	人	%	人	人
総 数	17,440	16,483	15,780	15,561	(100.0)	15,516	(100.0)	11,381	4,135
対前回伸び率	△3.3%	△5.5%	△4.3%	△1.4%		△0.3%			
指 導 主 事	1,364	1,414	1,519	1,575	(10.1)	1,685	(10.9)	1,333	352
充 て 指 導 主 事	3,264	3,063	2,888	2,918	(18.8)	2,889	(18.6)	1,504	1,385
社 会 教 育 主 事	700	627	588	583	(3.7)	595	(3.8)	315	280
派遣社会教育主事	675	398	216	149	(1.0)	127	(0.8)	44	83
社会教育主事補	45	31	30	24	(0.2)	38	(0.2)	31	7
事 務 職 員	10,527	10,222	9,847	9,667	(62.1)	9,542	(61.5)	7,583	1,959
技 術 職 員	767	656	637	600	(3.9)	600	(3.9)	541	59
労 務 職 員	98	72	55	45	(0.3)	40	(0.3)	30	10

(注)「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。

このため、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した3ページとその数値が異なる。

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組

- ①弁護士や臨床心理士からなる「専門家チーム」を教育委員会に設置して学校を支援
(21教育委員会)
- ②保護者等からの苦情対応マニュアルの作成
(26教育委員会)

(平成22年8月文部科学省調査)

取組事例：東京都教育委員会

- ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な課題についての相談を受ける、「学校問題解決サポートセンター」を東京都教育相談センター内に開設。
- ・区市町村教育委員会、学校並びに保護者等から相談を受け付け、子供にとって何が大切かを第一に考え、必要に応じて専門家の助言をもとに、公平・中立な立場で対応。
- ・サポートセンターが、解決困難と判断した案件については、当事者の合意のもと、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OBなど専門家で構成するケース会議において当事者双方の意見を聞き、解決策を提示し、和解に向けた支援を行っている。

取組事例：香川県教育委員会

- ・小中学校へのアンケート調査を基に、保護者等からの様々な苦情等の捉え方とその対応の在り方について、教職員向けに研修資料を作成。
- ・実際にあった保護者からの要望や苦情を「わが子中心型」「ネグレクト型」「ノーマル型」「学校依存型」「権利主張型」の5つのタイプに分類し、対応のポイントを紹介。
- ・組織的な学校運営、保護者等の多様な意見要望への対応など学校が抱える課題の解決にあたる「主幹教諭」を配置し、学校の組織運営の改善と学校支援の拡充を図っている。

苦情等に対する対応期間

